

成田市スポーツ振興マスタープラン
NARITA Sports Promotion Master Plan
2021※2027

NARITA

スポーツで創る なりたの未来

SPORTS

令和3年3月
成田市



はじめに

スポーツが持つ力は人々の心身を豊かにするとともに、地域コミュニティ活動の促進や地域の活性化も期待でき、近年、スポーツが果たす役割への期待は高まっております。

本市では、平成 29 年（2017 年）にシティプロモーション部を発足させ、スポーツに関する事務の所管を教育委員会から市長部局に移管することにより、スポーツと観光、文化を結び付け様々な施策を展開しております。平成 30 年（2018 年）にナスパ・スタジアムを含む、千葉県内 4 会場で開催された第 16 回 WBSC 世界女子ソフトボール選手権大会では、日本選手の活躍が人々を笑顔にし、また、世界中からたくさんの方々が本市を訪れ、スポーツ、観光、文化を通じた交流と地域の活性化が図られました。



この度、「第 2 次成田市生涯スポーツマスタープラン」の計画期間満了に伴い、計画名を「成田市スポーツ振興マスタープラン」に改め、「スポーツツーリズムの推進」や「スポーツを通じた共生社会の実現」など、新たな視点を含め、基本理念の「スポーツで創る なりたの未来」に基づき、各種スポーツ施策を展開してまいります。

本計画の推進に当たっては、スポーツ関係団体、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域一体となってスポーツに親しめる環境づくりに取り組み、スポーツを通じて、明るいなりたの未来を創ってまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見をいただきました成田市生涯学習推進協議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

成田市長 小 泉 一 成

スポーツ健康都市宣言

わたくしたちは、スポーツを愛し、スポーツを通して健康な心と体を育み、明るく豊かな成田市を築くため、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

1. スポーツに親しみ、健康な心と体をつくりましょう。
1. スポーツを楽しみ、友情とふれあいの輪をひろげましょう。
1. スポーツを愛し、明るく豊かなまちを築きましょう。
1. スポーツを通し、世界の人々と手をつなぎましょう。

平成 16 年 11 月 7 日 宣言

目次

第1章 計画の基本的概要

- 1 計画策定の趣旨……………P 3
- 2 計画の性格・位置付け……………P 3
- 3 計画の期間……………P 4
- 4 計画における「スポーツ」の定義……………P 4

第2章 成田市のスポーツを取り巻く現状と課題

- 1 国の動向……………P 7
- 2 県の動向……………P 9
- 3 成田市の状況……………P10
- 4 市民意識調査等からみる成田市の現状……………P18
- 5 前期計画（第2次計画）の評価……………P26

第3章 計画の基本構成

- 1 計画の基本理念……………P37
- 2 計画の目標……………P38
- 3 施策の体系……………P39
- 4 数値目標……………P40

第4章 具体的な施策展開

- 1 スポーツで、人をつなぐ……………P43
 - (1) スポーツにふれあう機会の創出……………P43
 - (2) ライフステージに応じたスポーツ推進……………P44
 - (3) スポーツを通じた人と人との交流……………P46
- 2 スポーツで、地域がつながる……………P47
 - (1) スポーツを通じたコミュニティ活動の促進……………P47
 - (2) スポーツを身近に楽しめる環境づくり……………P48
 - (3) 市民のスポーツ意識の醸成……………P50
- 3 スポーツで、未来へつなげる……………P51
 - (1) スポーツツーリズムの推進……………P51
 - (2) スポーツを通じた共生社会の実現……………P53
 - (3) トップスポーツの推進……………P55

第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制……………P61
- 2 計画の進行管理……………P61
- 3 各主体の役割……………P62

- 資料編……………P63

第1章

計画の基本的概要

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少、グローバル化に伴い、スポーツに対する価値や期待は多様化し、スポーツの楽しみ方や政策の方向性も変化してきました。さらに、地域のコミュニケーションの希薄化が進む現代社会において、仲間づくりや、地域コミュニティの創造をはじめ、高齢者や、障がい者の社会参加を図るための手段としても、スポーツが担う役割は大きいと期待されています。

また、心身の健全な発達、健康及び体力向上につながるとともに、人生をより豊かにするなど、スポーツが持つ様々な力を生かして、地域活性化を目指す取組が各地で行われています。

成田市においても、平成29年（2017年）にスポーツに関する事務の所管を教育委員会から市長部局に移し、従来のスポーツ活動の促進に加え、新たな視点として、スポーツと観光、文化などを結び付け、スポーツによるまちづくりを分野横断的に進めていくこととしています。

平成11年度（1999年度）に「成田市生涯スポーツマスタープラン」を策定、平成16年度（2004年度）に「スポーツ健康都市宣言」を行い、平成22年度（2010年度）には、「第2次成田市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、市民のスポーツ活動の推進をしてきました。

今回、第2次成田市生涯スポーツマスタープランの期間満了に当たり、成田市を取り巻く環境や、社会情勢などの変化を捉え、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが生涯にわたって気軽にスポーツに親しみ楽しめるまちを目指し、新たな計画を策定するものです。

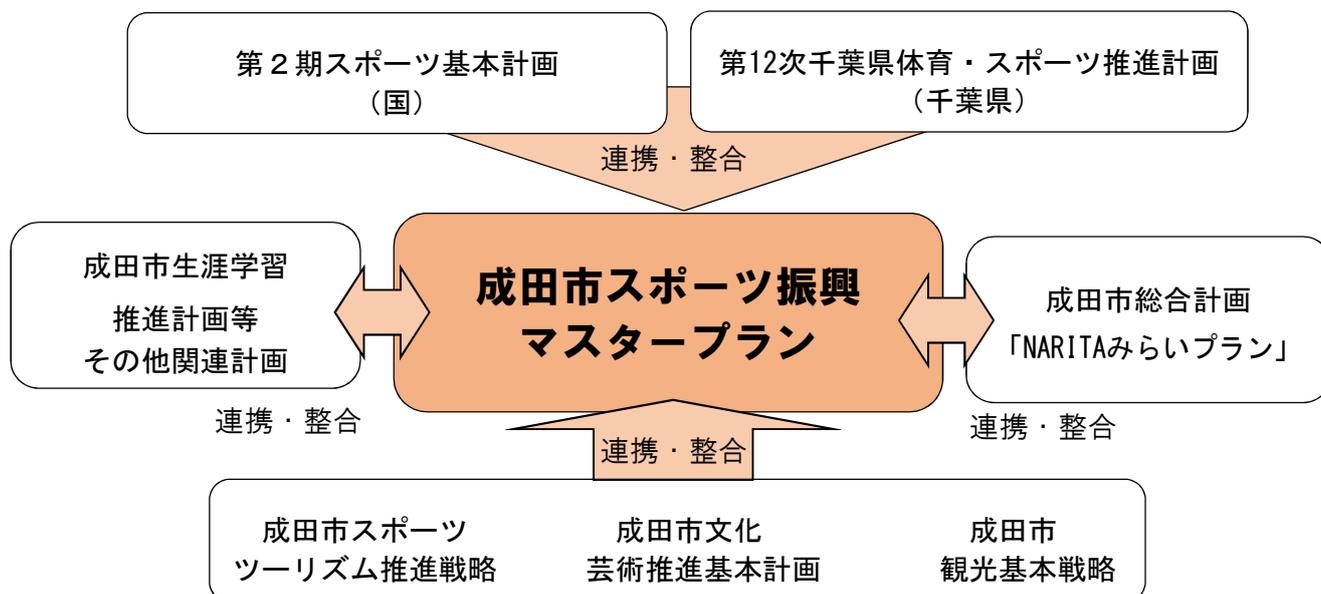
なお、本市のスポーツに関する事業が教育委員会から市長部局へと移管後、初めての改定となることから、計画名称を新たに「成田市スポーツ振興マスタープラン」へと変更し計画の推進を図ります。

2. 計画の性格・位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として位置付けられるものです。

国の「第2期スポーツ基本計画」や、千葉県の「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」、市の上位計画である成田市総合計画「NARITAみらいプラン」等、関連計画と整合を図った上で、本市の新たなスポーツ振興の指針となる計画として策定します。

また、本市特有の地域資源を生かしたスポーツツーリズム（スポーツを通じた誘客や観光振興）推進の実現に向けた「成田市スポーツツーリズム推進戦略」と連携を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和9年度（2027年度）の7年間です。
 本市の総合計画である、「NARITAみらいプラン」を上位計画とし、他計画と期間の整合を図りながら、スポーツ、観光及び文化と相互一体となって取組を進めます。
 なお、策定後、3年を目途に中間の意識調査を行います。

| H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|---------------------------------|--------|----------------|--------------------|--------------|-----------------------|-------------------|--------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (2016) | (2017) | (2018) | (2019) | (2020) | (2021) | (2022) | (2023) | (2024) | (2025) | (2026) | (2027) | (2028) | (2029) | (2030) |
| 成田市総合計画「NARITAみらいプラン」基本構想（12年間） | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1期基本計画（4年間） | | | | 第2期基本計画（4年間） | | | | 第3期基本計画（4年間） | | | | | | |
| 第2次成田市生涯学習推進計画（10年間） | | | | | 第3次成田市生涯学習推進計画（5年間） | | | | | | | | | |
| 成田市スポーツツーリズム推進戦略（計画期間無し） | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 成田市文化芸術推進基本計画（5年間） | | | | | 第2次成田市文化芸術推進基本計画（4年間） | | | | | | |
| | | 成田市観光基本戦略（5年間） | | | | 第2次成田市観光基本戦略（6年間） | | | | | | | | |
| 第2次成田市生涯スポーツマスタープラン（10年間） | | | | | 成田市スポーツ振興マスタープラン（7年間） | | | | | | | | | |

4. 計画における「スポーツ」の定義

本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目のみならず、散歩やジョギング、レクリエーション活動など、健康維持や仲間との交流など多様な目的で体を動かす活動についてもスポーツとして捉えます。スポーツは文化としての身体活動を意味する広い概念であり、各人の適性や関心に応じて行うことができ、一部の人のものではなく「みんなのもの」です。

また、スポーツの関わり方として、スポーツを「する」ことだけでなく、「みる」「ささえる」こともスポーツ振興に向けた重要な要素として捉えます。

スポーツを「する」ことで楽しさや喜びを得られ、さらに、継続することで勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができます。スポーツを「みる」ことで、アスリートの姿に感動し、人生に活力が得られ、スポーツを「ささえる」ことで、多くの人々が交わり共感し合うことにより、社会の絆が強くなっていきます。

以上のように、市民には、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的にスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、喜びを得ることで、それぞれの人生を生き生きとしたものとすることを期待します。

第2章

成田市のスポーツを
取り巻く現状と課題

1. 国の動向

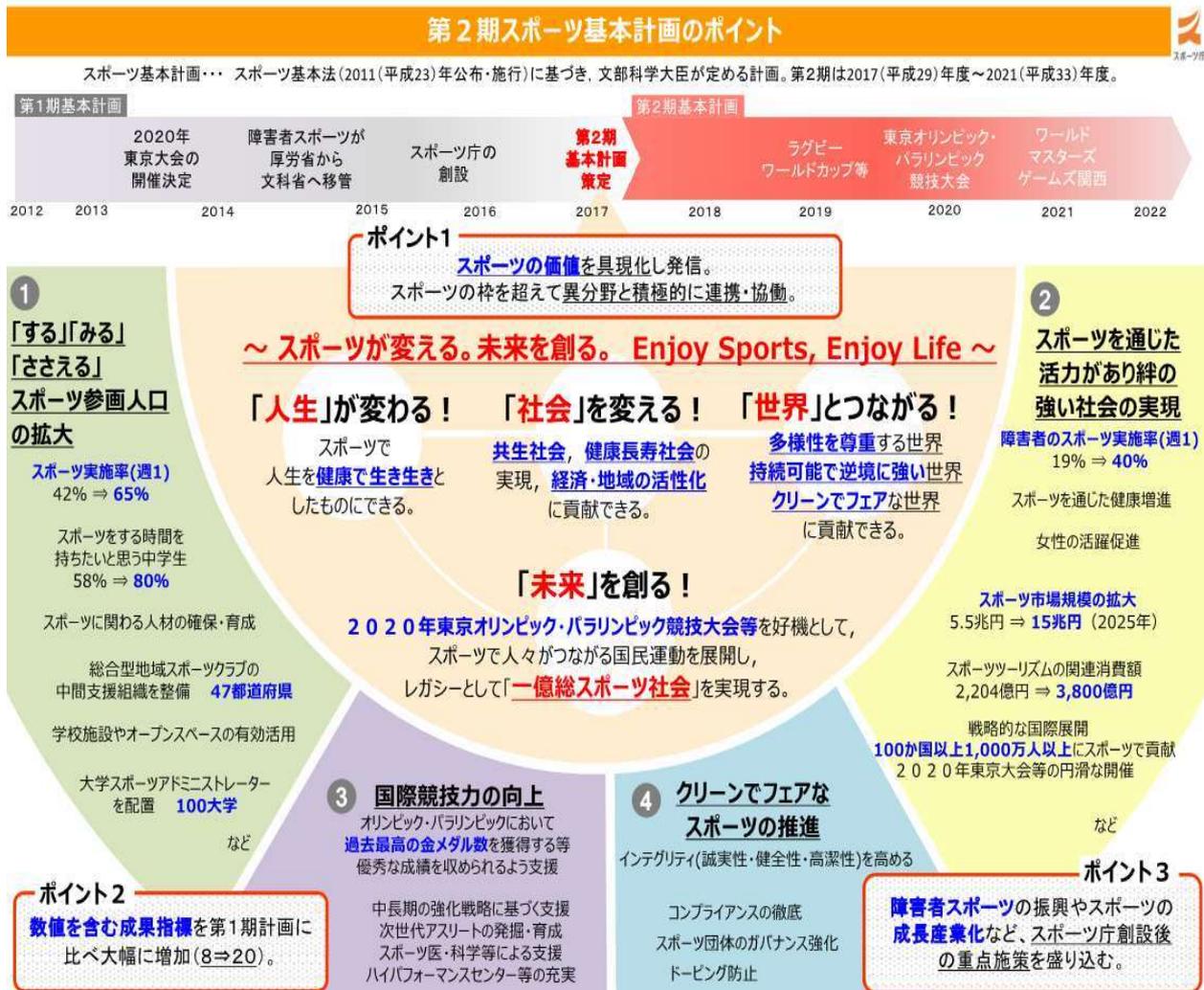
国では、平成23年（2011年）8月に、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としてスポーツ基本法が施行されました。

平成24年（2012年）3月に、スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ政策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」が策定されました。

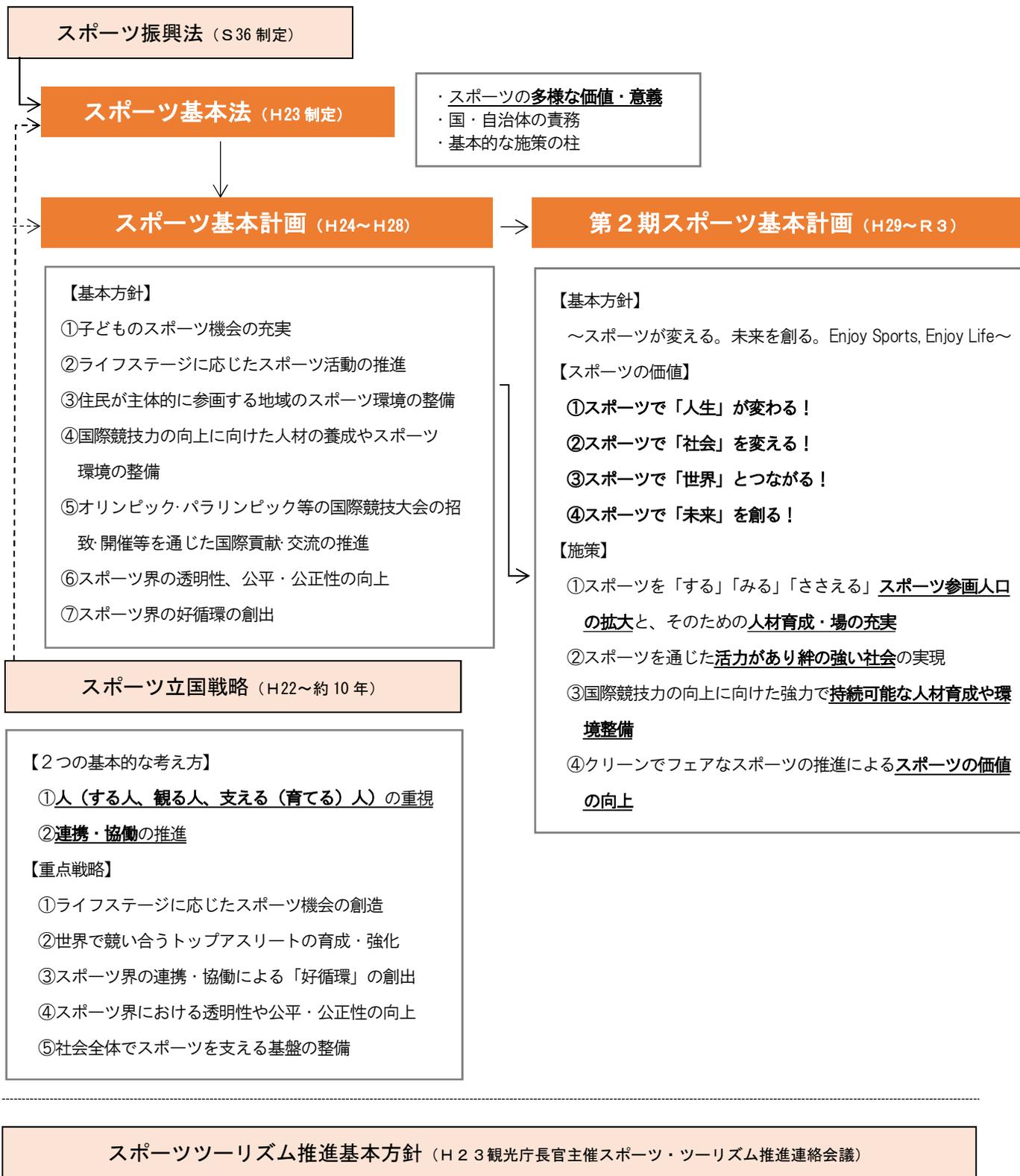
平成27年（2015年）10月には、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として「スポーツ庁」が設置されました。

そして、平成29年（2017年）3月には、第1期から5年間の計画期間を経て、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。この計画では、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、基本方針としています。

その後、2019年（令和元年）のラグビーワールドカップ日本大会、2021年（令和3年）の東京オリンピック・パラリンピックなど、世界的な大規模スポーツイベントの開催が決定し、国民のスポーツへの関心がますます高まっています。



出典：スポーツ庁「第2期スポーツ基本計画」



2. 県の動向

千葉県では、平成29年（2017年）4月に、これからの千葉県の体育・スポーツのあるべき姿を展望し、「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の一層の推進を目指すものとして、「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

第12次千葉県体育・スポーツ推進計画（H29～R3）

【基本理念】

「スポーツ立県ちば」の一層の推進を目指して

全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う県民の姿

【リンク】

- リンクA「子どもの体力向上と学校体育活動の充実」
- リンクB「運動・スポーツを楽しむための健康・体力づくり」
- リンクC「スポーツ環境の整備」
- リンクD「競技力の向上」
- リンクE「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」
- リンクF「スポーツによる地域づくりの推進」

第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」イメージ



出典：千葉県「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」

3. 成田市の状況

(1) 市の動向

本市においては、平成12年（2000年）3月より、成田市生涯スポーツマスタープランを策定し、計画の進捗状況を注視しながら、スポーツの振興に努めてきました。

第1次計画では、平成12年度（2000年度）から平成22年度（2010年度）までの11年を計画期間とし、市民一人ひとりが自らの価値観に基づいて、自主的にスポーツを行い、生涯にわたって、個性を発揮しつづけると同時に、スポーツ活動を通じてコミュニティの育成を図り、住民相互の連帯感を高めることのできる「まち」を目指しました。

成田市生涯スポーツマスタープラン（H12～H22）

【基本理念】

個性 きらめく スポーツタウン

【計画の目標】

「スポーツで楽しむ」環境づくり

「スポーツで健康になる」環境づくり

「スポーツでふれあう」環境づくり

「スポーツで個性を伸ばす」環境づくり

【数値目標】

| | |
|--------------------|------------------------|
| 週1回以上スポーツ実施率 | 34.2% (H10) ⇒65% (H22) |
| クラブ加入率 | 24.5% (H10) ⇒40% (H22) |
| 児童・生徒の運動能力章合格率 | 16.6% (H11) ⇒25% (H22) |
| スポーツ行事運営参加率 | 40.9% (H10) ⇒50% (H22) |
| 成田市スポーツリーダーバンク登録者数 | 32人 (H12) ⇒500人 (H22) |

第2次計画では、平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの10年を計画期間とし、市民一人ひとりが主体的にスポーツを楽しみ、スポーツで健康になり、スポーツを通じて地域とふれあい、スポーツでまちづくりをしていけるようなスポーツライフの実現を目指しました。

第2次成田市生涯スポーツマスタープラン（H23～R2）

【基本理念】

スポーツで いきいき健康 まちづくり

【計画の目標】

スポーツで健康になろう～スポーツをおこなう機会の創出～

スポーツで楽しもう～スポーツを楽しむ場の醸成～

スポーツでふれあおう～スポーツを通じた交流の促進～

スポーツでまちを築こう～スポーツ活動の基盤の充実～

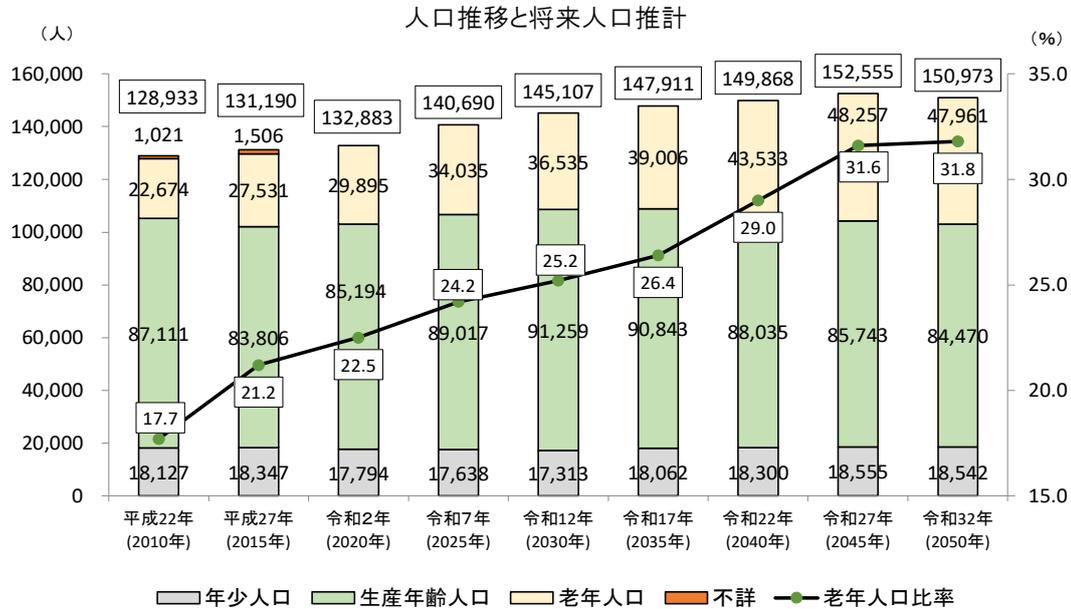
【数値目標】

| | |
|----------------|-----------------------|
| 週1回以上スポーツ実施率 | 36.8% (H21) ⇒50% (R2) |
| 児童生徒の運動能力証合格率 | 27.0% (H21) ⇒30% (R2) |
| スポーツイベント参加率 | 32.6% (H21) ⇒50% (R2) |
| 総合型地域スポーツクラブの数 | 0 (H23) ⇒1クラブ以上 (R2) |

(2) 人口推移と将来人口推計

令和3年(2021年)3月現在、本市の人口は13万人強となり、県内では、14番目の規模となります。

また、総人口は令和27年(2045年)まで増加を続けると推計しており、65歳以上の老年人口比率についても、全国的には低い数値で推移しているものの増加傾向にあります。



(3) スポーツ実施率

スポーツ実施率※1は3割強という結果であり、ライフステージ別でみると、国や県と比べて特に若い方の実施率が如実に低いことが伺えます。

なお、国、千葉県は調査方法や選択肢が異なるため、参考値として掲載しています。

| | 国※2 | 千葉県※3 | 成田市※4 |
|---------|-------|-------|-------|
| 全体 | 53.5% | 62.5% | 33.7% |
| 20歳～39歳 | 45.7% | 58.2% | 19.5% |
| 40歳～59歳 | 47.0% | 58.7% | 29.8% |
| 60歳以上 | 67.8% | 86.5% | 42.2% |

※1 運動やスポーツを『週1日以上実施』した人の割合のことです。この調査での「スポーツ」とは、野球や陸上競技などの一般的なスポーツのほかに、散歩・ラジオ体操・ハイキングなども含まれます。

※2 スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和元年度)において、「この1年間に行った運動・スポーツの日数」ごとの回答者数を、前問「この1年間に行った運動・スポーツの種目」で「運動やスポーツはしなかった」「わからない」と答えた者を含めた全回答者で除した割合。

※3 千葉県「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」(令和元年度)において、「この1年間に運動(軽い体操やウォーキング※を含む)やスポーツをどの程度行いましたか。(※自転車の利用、階段昇降、散歩、ぶらぶら歩き、通勤時の一駅歩きなども含む)」という質問に対して「週に3回以上」「週に2回」「週に1回」と回答した人の割合。

※4 成田市「成田市民のスポーツに関する意識調査」(令和元年度)において、「あなたは、現在スポーツをどの程度行っていますか。」という質問に対して「毎日」「週に3～4日」「週に1～2日」と回答した人の割合。(詳細は19P)

(4) 成田市のスポーツに関する近年の主な取組

近年では、スポーツツーリズム推進の観点から、ホストタウン事業、事前キャンプ・合宿の誘致、大規模大会の誘致、スポーツをきっかけとした共生社会実現のためのパラスポーツの体験や普及、また、スポーツ団体の育成やスポーツ施設整備など以下のような事業に取り組んできました。

① ホストタウン事業に係る取組

(アメリカ合衆国、アイルランドとのホストタウン事業)

本市は、アメリカ合衆国、アイルランドを交流の相手方とするホストタウンに登録され、人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを目的に様々な事業に取り組んできました。

アメリカ陸上チームナショナルコーチとトップアスリートを招いての陸上クリニックは平成29年度(2017年度)より実施されており、毎回、たくさんの方々から参加希望をいただくイベントとなっています。

また、平成30年度(2018年度)にはアイルランドパラ水泳チームが本市を拠点にトレーニングキャンプを実施し、そのキャンプ期間中にはボランティアによる日本文化の体験のほか、特別支援学校や市内の小学校への学校訪問、市内中学校水泳部の生徒を対象とした水泳教室が開催されました。

小・中学生陸上クリニック、アイルランドパラ水泳チームの水泳教室の様子



② 事前キャンプ・合宿誘致に係る取組

(世界陸上北京大会アメリカ代表チーム、男子7人制ラグビー日本代表チーム)

本市は、成田国際空港を擁し、都心へのアクセスにも優れ、宿泊施設やスポーツ施設の環境も充実していることから、スポーツチームの事前キャンプ・合宿の誘致に積極的に取り組んできました。

平成27年(2015年)8月には世界陸上北京大会に出場するアメリカ代表チームが本市を拠点として事前キャンプを実施し、交流イベント「Run Jump Throw」も開催され、たくさんの市民が選手と交流しました。

また、平成28年(2016年)2月には、男子7人制ラグビー日本代表チームが市内で合宿を行い、厳しい練習の合間には、小学校で子ども達とタグラグビーを行うなどの交流を図りました。

世界陸上北京大会アメリカ代表チーム、男子7人制ラグビー日本代表チームのキャンプ・合宿・交流の様子



③ 大規模大会誘致に係る取組

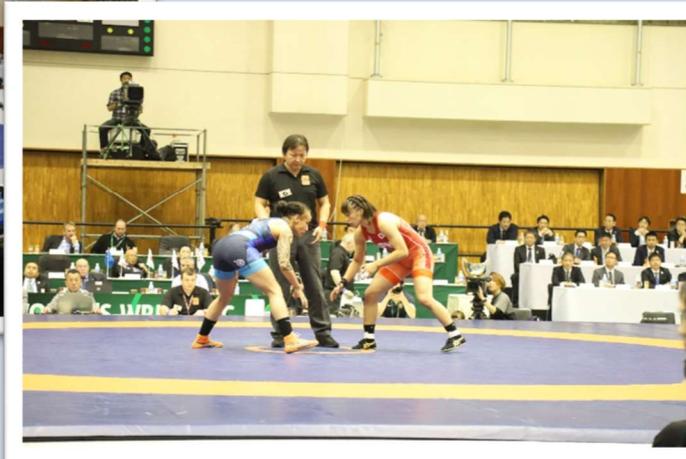
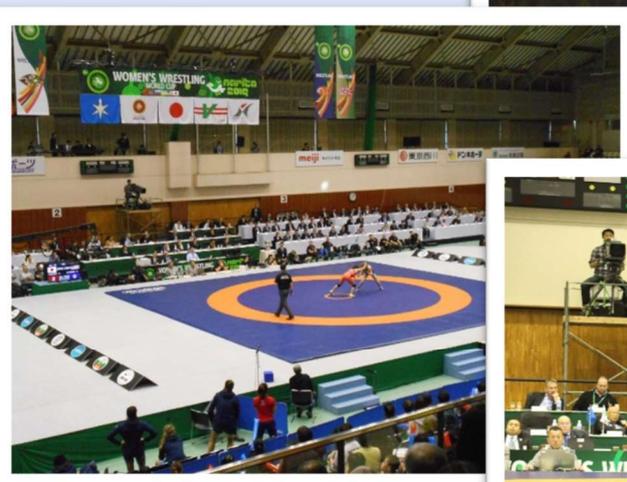
(第16回 WBSC 世界女子ソフトボール選手権大会、
2019年女子レスリングワールドカップ成田大会の開催)

トップスポーツ観戦機会の充実の観点から、世界・全国規模の大会やプロスポーツの試合の誘致、大規模スポーツイベント等の誘致に取り組んできました。

平成30年(2018年)には、8月2日から8月12日までの11日間、成田市のナスパ・スタジアムを含む県内4会場で、第16回 WBSC 世界女子ソフトボール選手権大会が開催されました。本市においては、開幕戦となる日本戦も開催され、世界中のソフトボールファンにより大変盛り上がりを見せました。

また、令和元年(2019年)には、11月16日・17日に、成田市の中台運動公園体育館にて2019年女子レスリングワールドカップ成田大会が開催されました。

第16回 WBSC 世界女子ソフトボール選手権大会 2019年女子レスリングワールドカップ成田大会の様子



④ スポーツをきっかけとした共生社会実現のためのパラスポーツ体験や普及に係る取組
(障がい福祉講演会及び障がい者スポーツ体験会、ボッチャ体験教室)

本市は、スポーツをきっかけとして障がいへの理解を深め、心のバリアフリー化を図り、共生社会の実現を目指した取組を進めており、令和元年（2019年）8月に、アイルランドパラリンピック委員会との交流をきっかけとして、千葉県内で初めてとなる、共生社会ホストタウンとして登録されました。

その他の取組として、平成31年（2019年）3月には、東京ガス株式会社の協力のもと、「共生社会実現への道ー東京2020パラリンピックに向けてー」をテーマに、講演会とパラスポーツの体験会を開催し、たくさんの方々にご参加いただいています。

また、小学校においては、ボッチャの体験学習を実施するなど、パラスポーツの普及啓発に努めています。

障がい福祉講演会及び障がい者スポーツ体験会、ボッチャ体験教室の様子



⑤ 総合型地域スポーツクラブに係る取組
 (エンジョイ中台S.S.C、総合型NPO法人成田スポーツアカデミー)

総合型地域スポーツクラブは、国において、平成7年度(1995年度)から育成が開始され、平成29年(2017年)7月には、創設準備中を含め、全国で3,580クラブが育成され、それぞれの地域において、スポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割を果たしています。

本市においては、「エンジョイ中台S.S.C」が、平成29年(2017年)3月に、成田市で初めての総合型地域スポーツクラブとして設立されました。生涯にわたって誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加することができる環境づくりを支援し、健康づくり・仲間づくりを広げることを目指して活動しており、毎月、健康体操やフットサルなどのプログラムが行われています。

「総合型NPO法人成田スポーツアカデミー」は、令和2年(2020年)5月に本市2番目の総合型地域スポーツクラブとして設立されました。野球やサッカーの指導からバルシューレ・スポーツ鬼ごっこ・ヨガなど、多種多様なスポーツ事業を実施しており、スポーツでの地域活性化を図っています。

総合型地域スポーツクラブの活動の様子



⑥ 施設整備に係る取組

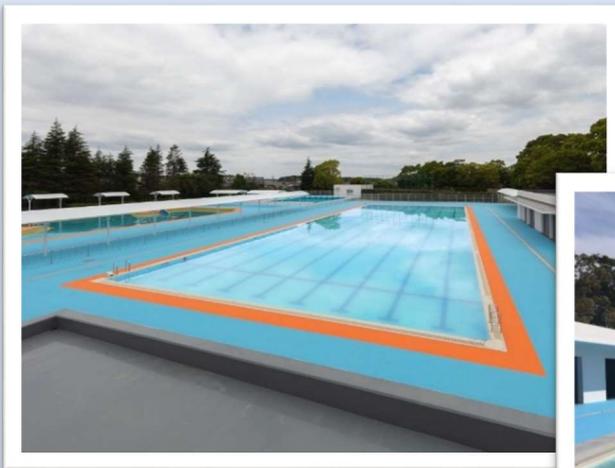
(中台運動公園水泳プール、大谷津運動公園野球場・スケートボードパーク)

本市は、テニスコート、プールから、パークゴルフ場など、各地域に様々なスポーツ施設を有し、計画的な整備、運営を図ってきました。

特に、近年での大きな整備事業として、中台運動公園水泳プールは、管理棟バリアフリー化の対応、50mプールの可動床方式への変更を行うなどの改築を行い、令和2年度(2020年度)に新たなプールとして完成しました。

大谷津運動公園内には、平成29年度(2017年度)に初心者から中級者まで楽しめる様々なセクションが備えられたスケートボードパークが新たにオープンしました。また、令和元年度(2019年度)には、オーロラビジョンLEDを搭載した大型カラーディスプレイのスコアボードへの改修を行うなど、野球場がリニューアルオープンしました。

中台運動公園水泳プール、大谷津運動公園野球場・スケートボードパークの様子



4. 市民意識調査等からみる成田市の現状

(1) 調査の目的

この調査は、本計画策定の基礎資料として、市民のスポーツ活動の状況と意見を伺うために行いました。

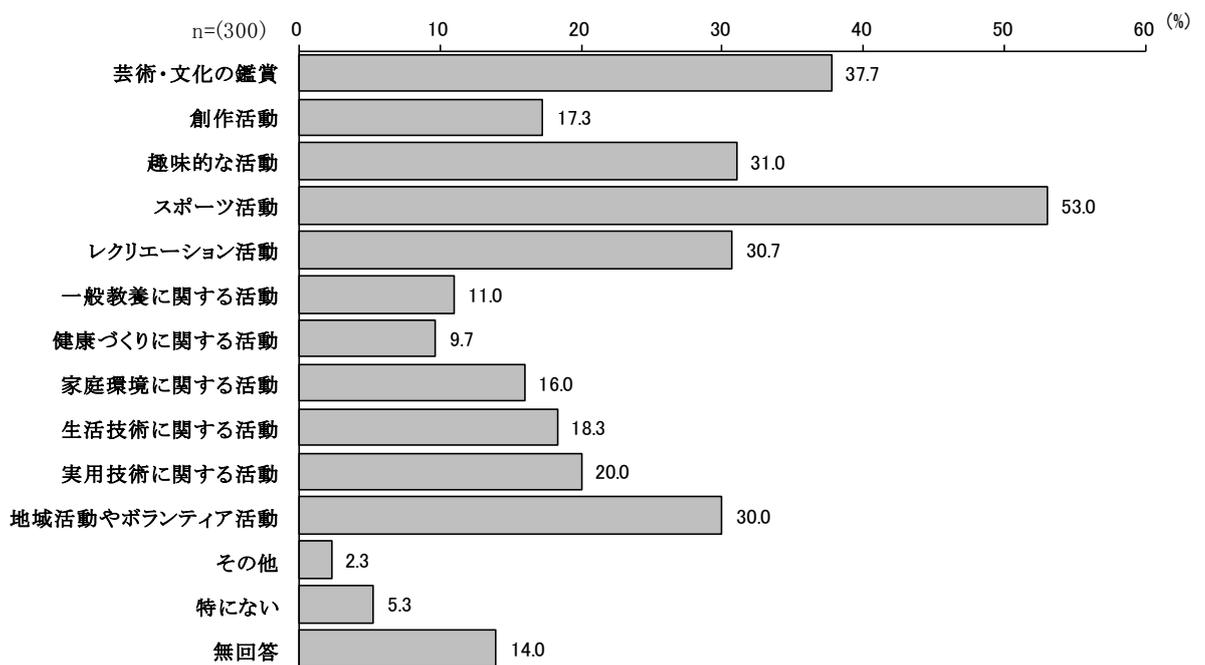
(2) 調査の概要

| | |
|-------|---|
| 調査地域 | 成田市全域 |
| 調査回答者 | 一般市民調査：市内在住の満16歳以上75歳までの市民 1,000人 小中学生調査：市内の小中学生 1,000人 |
| 抽出方法 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収（無記名） |
| 調査期間 | 令和元年（2019年）12月13日（金）～12月27日（金） |
| 回収結果 | 有効回収数793件（有効回収率39.6%） |
| | 【一般】 有効回収数300件（有効回収率30.0%） |
| | 【小中学生】 有効回収数493件（有効回収率49.3%） |

(3) 主な調査結果

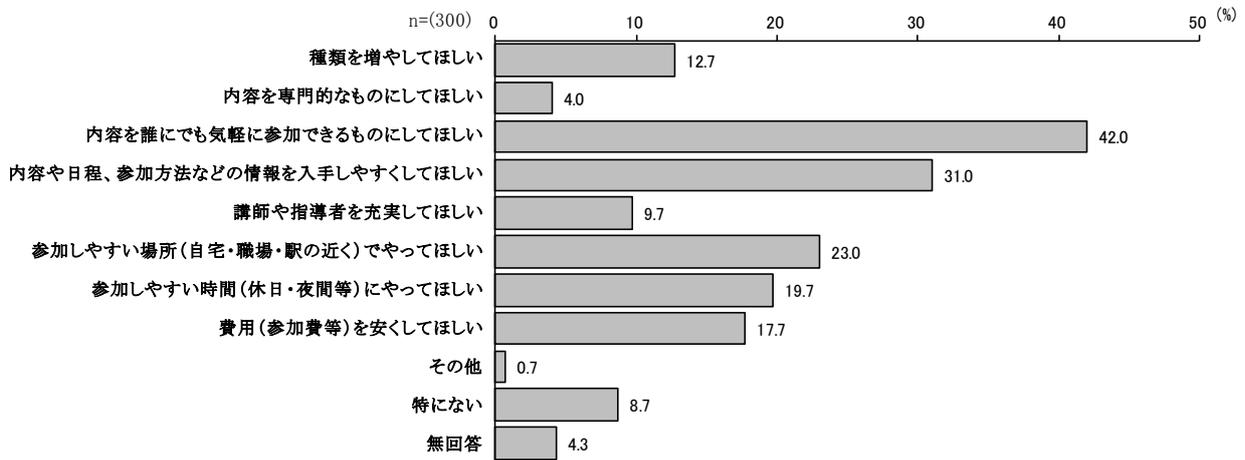
①行っている（行っていた）学習や文化・スポーツ活動（一般調査）

「スポーツ活動」（53.0%）が唯一半数を超えています。



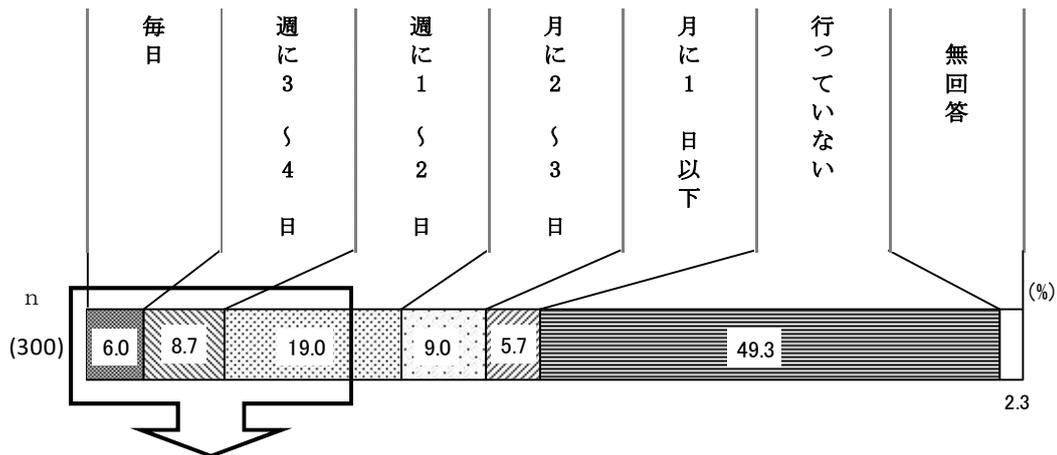
②学習や文化・スポーツ活動の推進事業に望むこと（一般調査）

「内容を誰にでも気軽に参加できるものにしてほしい」(42.0%)が4割を超えて特に高く、次いで「内容や日程、参加方法などの情報を入手しやすくしてほしい」(31.0%)が3割を超えています。



③現在のスポーツ実施頻度（一般調査）

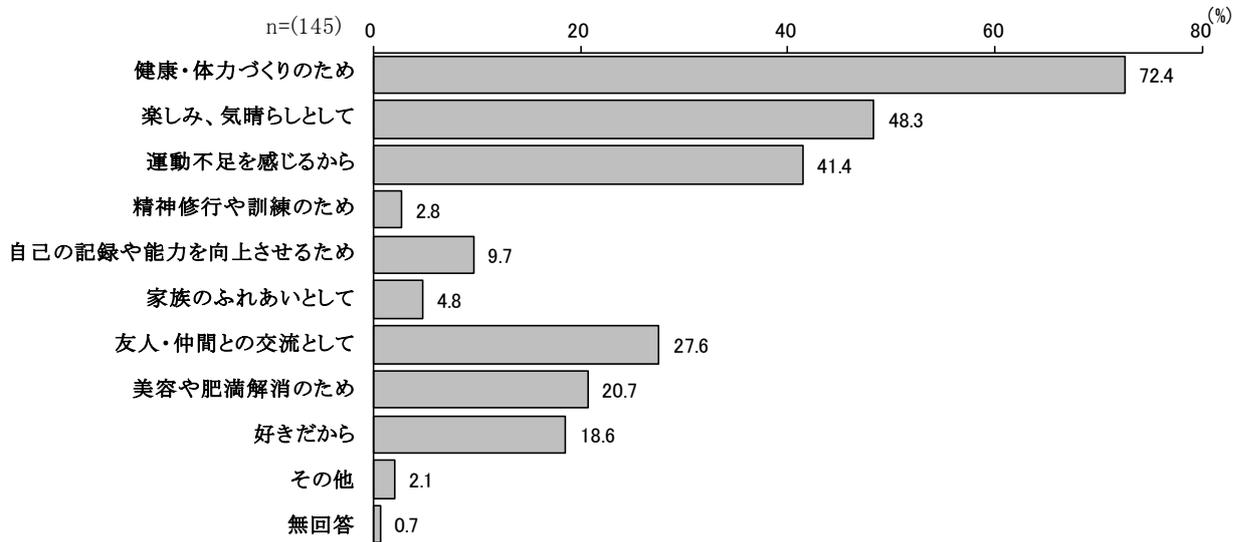
ほぼ半数が「行っていない」(49.3%)と回答しています。行っている中では、「週に1～2日」が19.0%で最も高くなっています。



スポーツ実施率 = 33.7%
 (週に1日以上スポーツをしている人の割合)

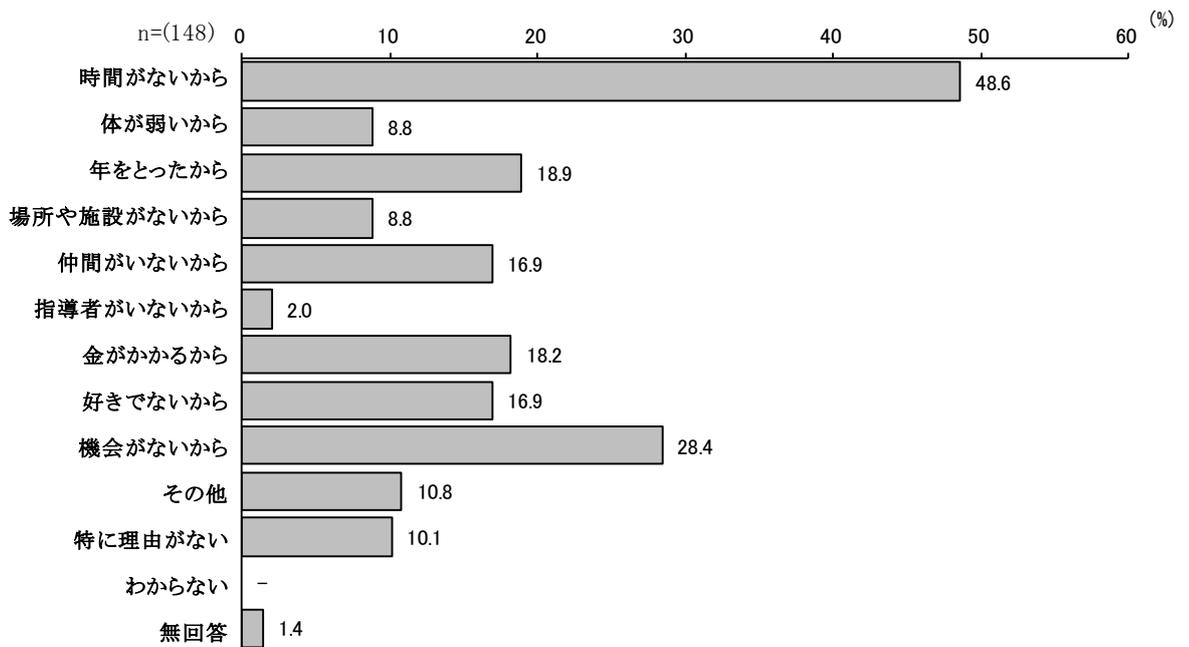
④スポーツを行う主な理由（一般調査）

「健康・体力づくりのため」が72.4%で特に高くなっています。次いで「楽しみ、気晴らしとして」(48.3%)と「運動不足を感じるから」(41.4%)が4割台となっています。



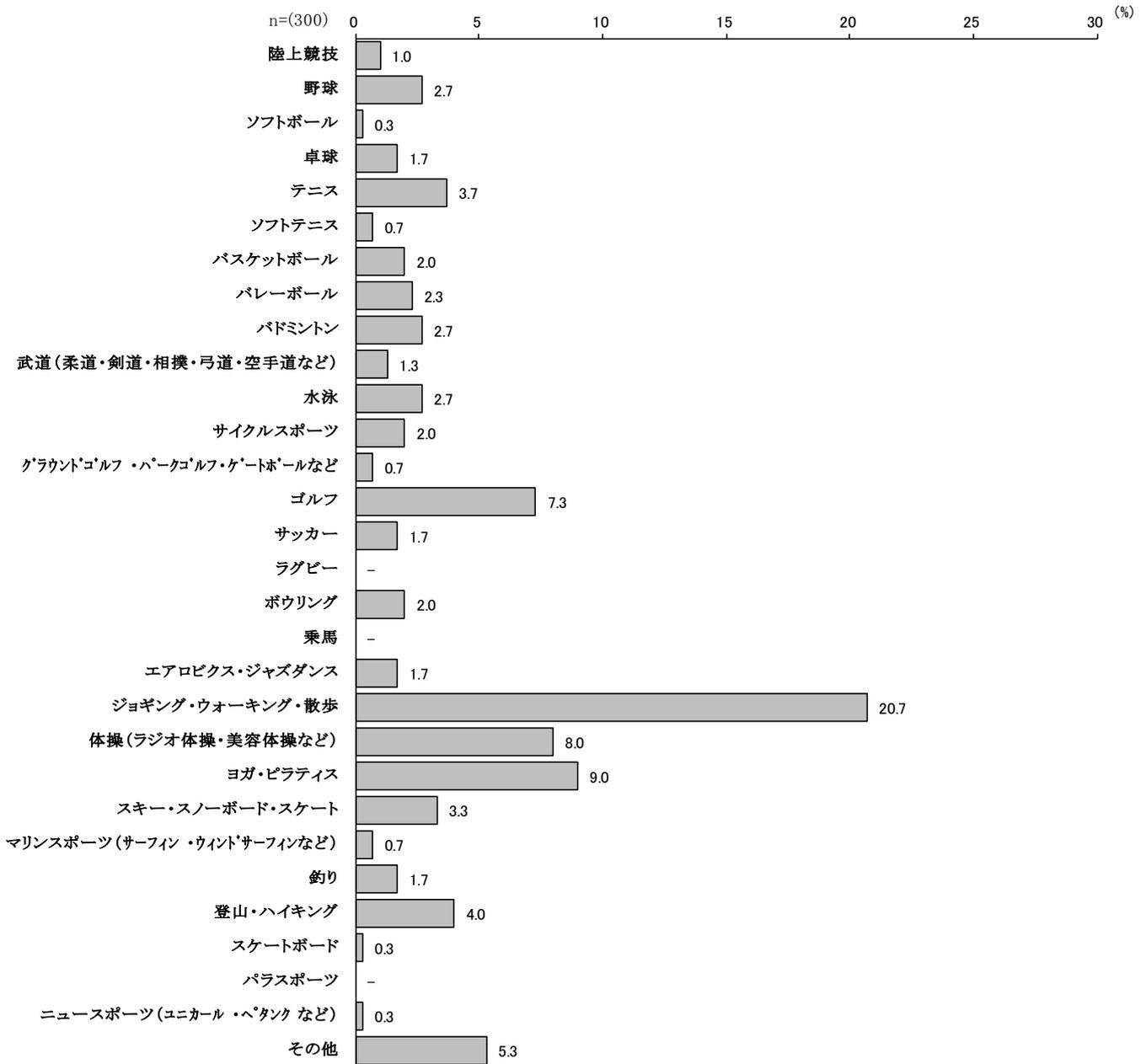
⑤スポーツを行わない主な理由（一般調査）

「時間がないから」(48.6%)が半数近くを占め、次いで「機会がないから」(28.4%)が3割近くとなっています。



⑥現在行っているスポーツ（一般調査）

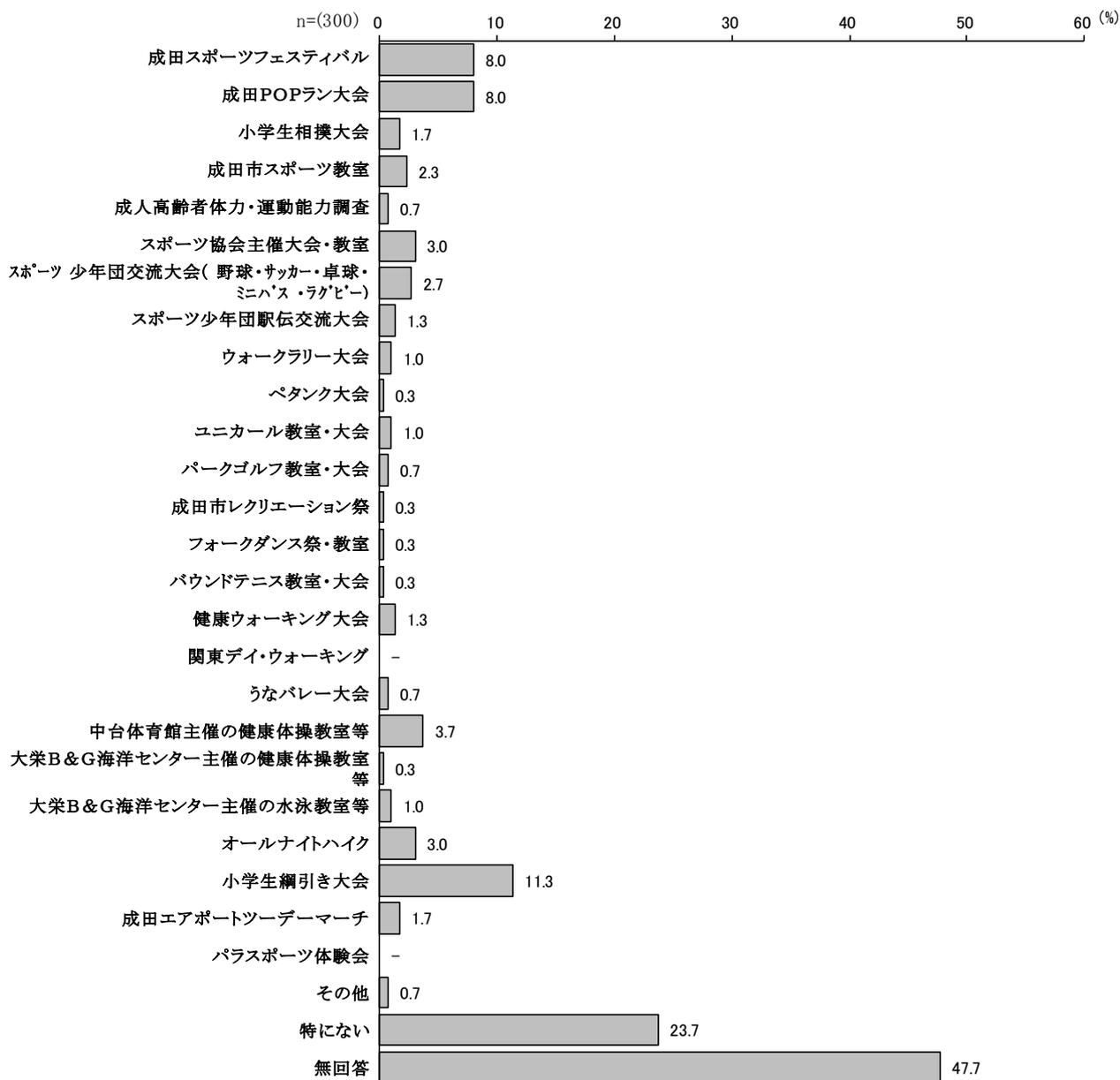
「ジョギング・ウォーキング・散歩」（20.7%）が唯一2割台で高く、「ヨガ・ピラティス」（9.0%）、「体操（ラジオ体操・美容体操など）」（8.0%）、「ゴルフ」（7.3%）が次いでいます。



⑦参加したことがある行事（一般調査）

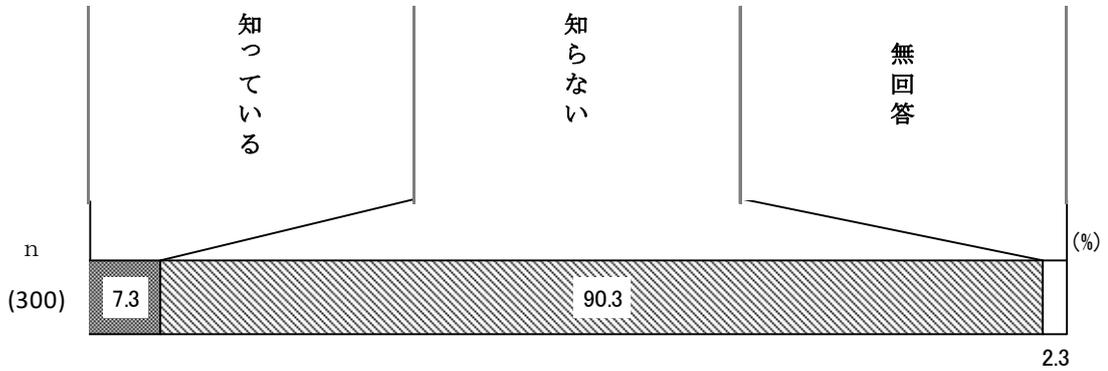
全体から「特にない」と無回答を除いた28.6%が何らかの行事に参加しています。

「小学生綱引き大会」(11.3%)が最も高く、「成田スポーツフェスティバル」(8.0%)と「成田POPラン大会」(8.0%)がこれに次いでいます。



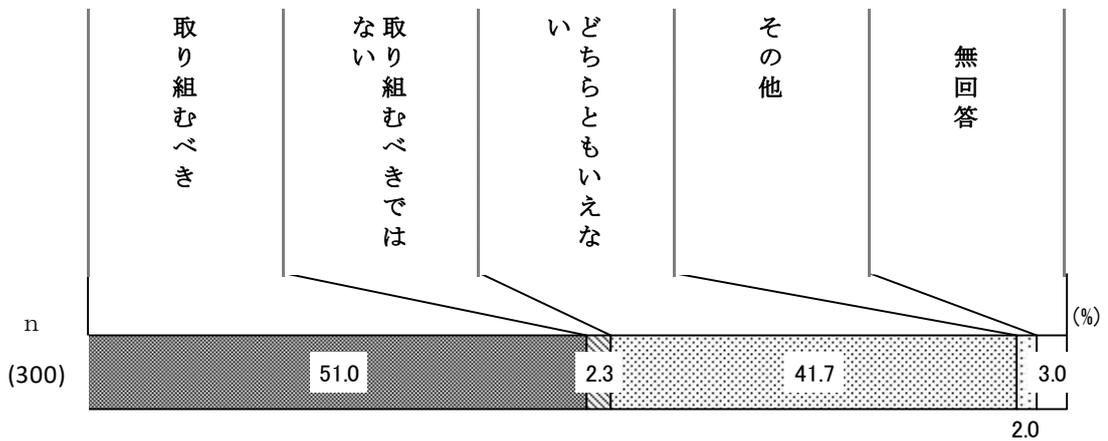
⑧スポーツツーリズムの認知状況（一般調査）

「知らない」(90.3%)が9割を超えています。



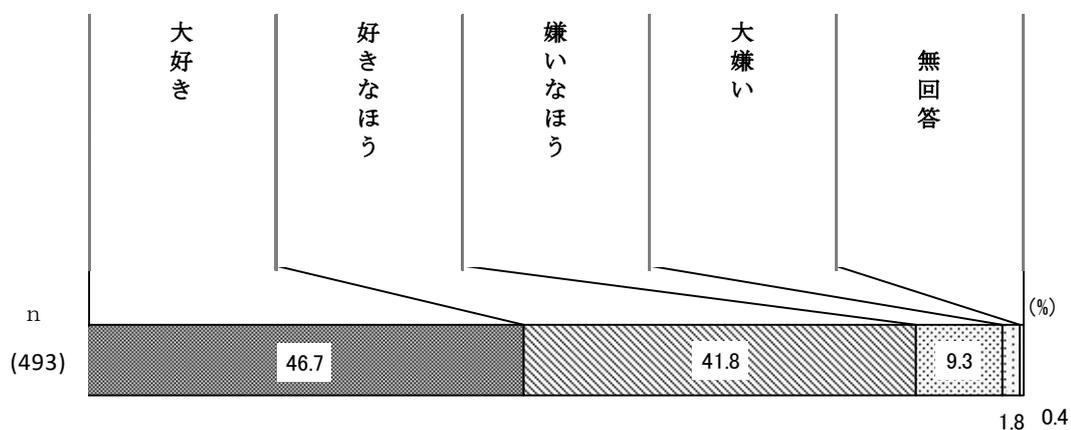
⑨市がスポーツツーリズムを推進することへの考え（一般調査）

「取り組むべき」(51.0%)が半数を超え、「取り組むべきではない」(2.3%)を大きく上回っています。



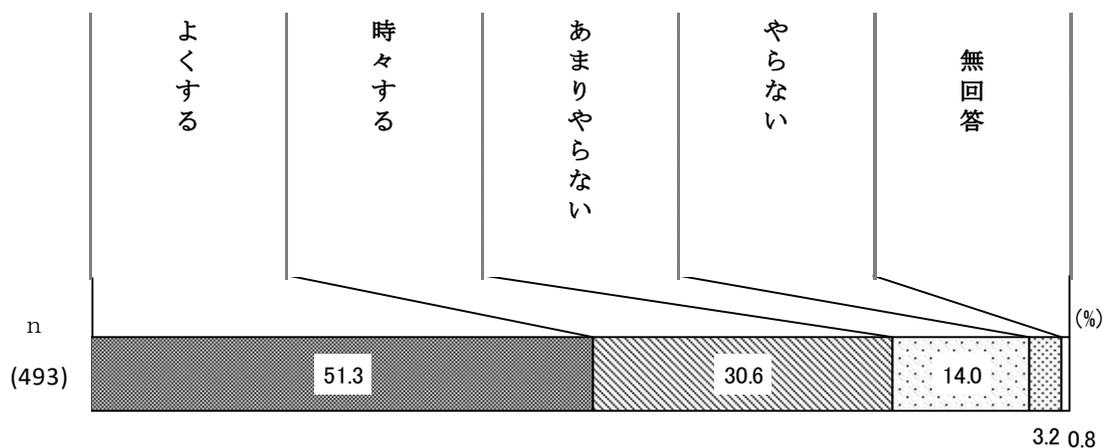
⑩遊びやスポーツが好きか（小中学生調査）

「大好き」が46.7%、「好きなほう」が41.8%で、両者を合わせた『好き』は88.5%を占めています。



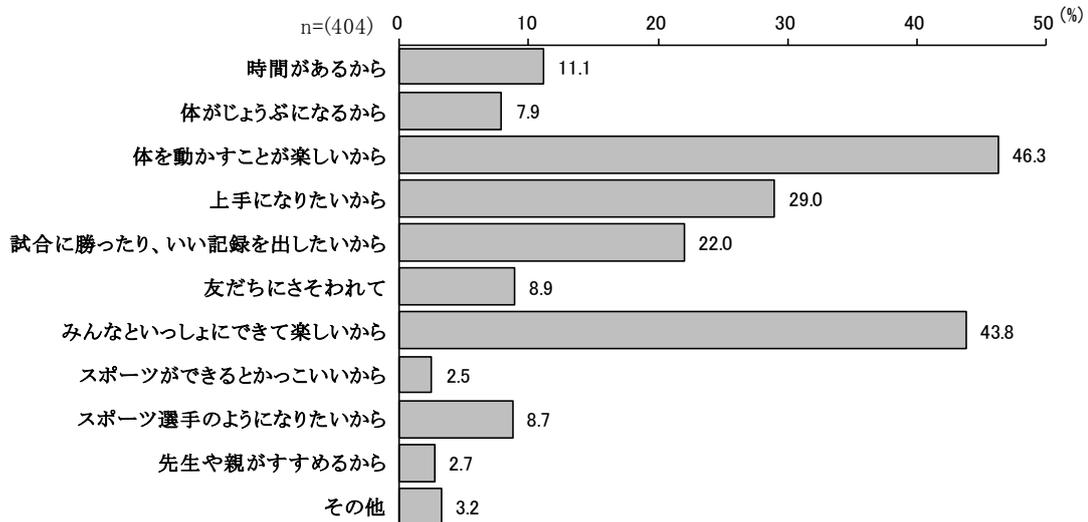
⑪学校の体育時間以外の遊びやスポーツ実施状況（小中学生調査）

「よくする」(51.3%)が半数以上となっており、これに「時々する」(30.6%)を加えた『する』は81.9%となっています。



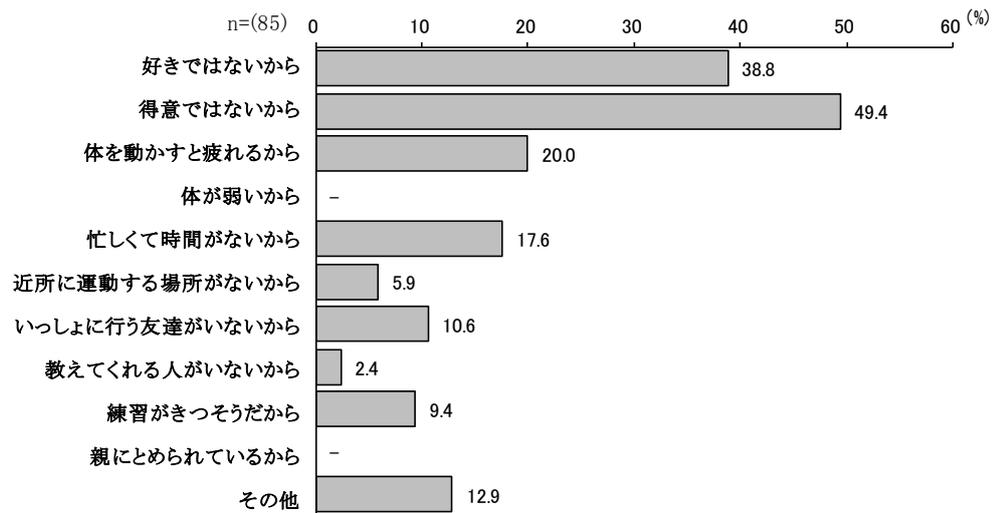
⑫遊びやスポーツを行う理由（小中学生調査）

「体を動かすことが楽しいから」（46.3%）と「みんなといっしょにできて楽しいから」（43.8%）の2つが4割台で高くなっています。



⑬遊びやスポーツを行わない理由（小中学生調査）

「得意ではないから」が49.4%で最も高く、以下、「好きではないから」（38.8%）、「体を動かすと疲れるから」（20.0%）、「忙しくて時間がないから」（17.6%）と続いています。



5. 前期計画（第2次計画）の評価

第2次計画では、基本理念の基に、数値目標及び基本方針を設定し、様々なスポーツ施策を行ってきましたが、計画の進捗及び市民意識調査の結果から現況について、次の通り課題を整理しました。

(1) 数値目標の評価

| | 数値目標 | 計画開始時 | 中間値 | 計画終了時 | 目標値 |
|---|----------------|-------------------|-------------------|-------------------------|--------|
| ① | 週1回以上スポーツ実施率 | 36.8% (平成21年度) | 33.8% (平成26年度) | 33.7% (令和元年度) | 50% |
| ② | 児童生徒の運動能力証合格率 | 27.0% (平成21年度) | 29.1% (平成26年度) | 25.1% (令和元年度) | 30% |
| ③ | スポーツイベント参加率 | 32.6% (平成21年度) | 24.3% (平成26年度) | 28.6% (令和元年度) | 50% |
| ④ | 総合型地域スポーツクラブの数 | 0 (平成23年度) | 0 (平成26年度) | 2クラブ (令和2年度) | 1クラブ以上 |

①週1回以上スポーツ実施率について

<スポーツ実施率>

平成21年度（2009年度）から3.1ポイント微減しています。

| 平成21年度（2009年度） | 平成26年度（2014年度） | 令和元年度（2019年度） |
|----------------|----------------|---------------|
| 【36.8%】 | 【33.8%】 | 【33.7%】 |

<スポーツを行う理由>

「健康・体力づくりのため」が平成21年度（2009年度）から3.0ポイント微増していますが、「楽しみ、気晴らしとして」は5.3ポイント、「運動不足を感じるから」は6.6ポイント下がっています。

| | 平成21年度（2009年度） | 平成26年度（2014年度） | 令和元年度（2019年度） |
|----|------------------------|------------------------|------------------------|
| 1位 | 健康・体力づくりのため 【69.4%】 | 健康・体力づくりのため 【69.9%】 | 健康・体力づくりのため 【72.4%】 |
| 2位 | 楽しみ、気晴らしとして 【53.6%】 | 運動不足を感じるから 【49.8%】 | 楽しみ、気晴らしとして 【48.3%】 |
| 3位 | 運動不足を感じるから 【48.0%】 | 楽しみ、気晴らしとして 【47.8%】 | 運動不足を感じるから 【41.4%】 |

＜スポーツによる健康・体力づくりの意向＞

スポーツによって自分の健康・体力づくりを進めたい人は、平成21年度（2009年度）から6.8ポイント下がっています。

| | 平成21年度（2009年度） | 平成26年度（2014年度） | 令和元年度（2019年度） |
|------|----------------|----------------|---------------|
| 意向あり | 【85.1%】 | 【81.2%】 | 【78.3%】 |
| 意向なし | 【11.7%】 | 【15.5%】 | 【19.0%】 |

＜スポーツを行わない理由＞

「時間がないから」が平成21年度（2009年度）から4.1ポイント増えています。

| | 平成21年度（2009年度） | 平成26年度（2014年度） | 令和元年度（2019年度） |
|----|---------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 1位 | 時間がないから 【44.5%】 | 時間がないから 【42.8%】 | 時間がないから 【48.6%】 |
| 2位 | 機会がないから 【31.3%】 | 機会がないから 【28.4%】 | 機会がないから 【28.4%】 |
| 3位 | 仲間がいないから 【21.3%】 | 年をとったから 【17.0%】 | 年をとったから 【18.9%】 (※平成21年度 18.0%) |

＜就業状況＞

働いている人が平成26年度（2014年度）から8.8ポイント増えています。

| | 平成26年度（2014年度） | 令和元年度（2019年度） |
|------------------------------|----------------|---------------|
| 働いている (勤め人、商業・サービス業の自営など) | 【54.9%】 | 【63.7%】 |
| 働いていない (無職、専業主婦・主夫、学生) | 【41.5%】 | 【32.0%】 |

＜現在行っているスポーツ＞

「ジョギング・ウォーキング・散歩」が平成21年度（2009年度）と比較して11.3ポイント下がっています。無回答（令和元年度（2019年度）からは無回答+特にない）は平成21年度（2009年度）と比較して8.7ポイント上がっています。令和元年度（2019年度）では「ジョギング・ウォーキング・散歩」、「ヨガ・ピラティス」、「体操（ラジオ体操・美容体操など）」と、日常生活の中で気軽にできる種目が上位に上がっています。

| | 平成21年度 (2009年度) | 平成26年度 (2014年度) | 令和元年度 (2019年度) |
|-----|----------------------------|-----------------------------|--|
| 1位 | ジョギング・ウォーキング・散歩 【32.0%】 | ジョギング・ウォーキング・散歩 【29.0%】 | ジョギング・ウォーキング・散歩 【20.7%】 |
| 2位 | ゴルフ 【13.6%】 | 体操（ラジオ体操・美容体操など） 【10.4%】 | ヨガ・ピラティス 【9.0%】 (※平成21年度 3.8%) |
| 3位 | スキー・スノーボード・スケート 【9.8%】 | ゴルフ 【9.0%】 | 体操（ラジオ体操・美容体操など） 【8.0%】 (※平成21年度 7.7%) |
| 無回答 | 【40.6%】 | 【45.0%】 | 無回答32.0%+特にない17.3% 【49.3%】 |

【まとめ】

週に1日以上スポーツをしている人の割合については、11ページにも記載の通り、国・県と比較すると、本市は20歳～39歳の若い方のスポーツ実施率が如実に低い結果となっており、そのことが、本市のスポーツ実施率全体の低さに影響を及ぼしていることがわかります。

さらに、本市の数値が低い原因として、「スポーツを行う理由」については、順位の変動はありますが、「健康・体力づくり」、「楽しみ、気晴らしによるリフレッシュ」、「運動不足解消」が上位に上がる傾向は変わりません。しかし、「楽しみ、気晴らしによるリフレッシュ」や「運動不足解消」を理由にスポーツをしている人の割合はこの10年で減っており、また、「スポーツによる健康・体力づくりの意向」も減っています。

このことから、健康維持をきっかけにスポーツをする人の割合が少なくなっていることが見受けられます。

併せて、「スポーツを行わない理由」は「時間がないから」という回答が増えており、「就業状況」をみると、働いている人が増加しており、仕事が忙しく、なかなかスポーツをする時間が取れない状況であることが伺えます。

また、「現在行っているスポーツ」では、ジョギングやウォーキング、散歩、ヨガ、健康体操など日常生活の中で気軽にできる種目が上位に挙がっています。この点からも、実施できる専用空間が必要な競技スポーツ等より、誰もが手軽に隙間時間で行えるような運動やレクリエーションに注目が集まっていると考えられます。

②児童生徒の運動能力証合格率について

<子どもの休みの日の過ごし方>

「体を動かす遊びやスポーツ」が平成21年度（2009年度）から13.4ポイント減少しています。

| | 平成21年度（2009年度） | 平成26年度（2014年度） | 令和元年度（2019年度） |
|----|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1位 | テレビを見る 【52.1%】 | テレビを見る 【48.5%】 | TVゲームやカードゲーム など 【39.4%】 |
| 2位 | 体を動かす遊びや スポーツ 【50.1%】 | 体を動かす遊びや スポーツ 【45.8%】 | テレビを見る 【39.1%】 |
| 3位 | TVゲームやカードゲーム など 【41.8%】 | TVゲームやカードゲーム など 【37.5%】 | 体を動かす遊びや スポーツ 【36.7%】 |

<子どもは遊びやスポーツが好きか>

「好き」、「嫌い」どちらも平成26年度（2014年度）と比較して差はありません。

| | 平成26年度（2014年度） | 令和元年度（2019年度） |
|---------------|----------------|---------------|
| 好き（大好き＋好きなほう） | 【88.6%】 | 【88.5%】 |
| 嫌い（大嫌い＋嫌いなほう） | 【10.8%】 | 【11.1%】 |

<子どもが学校の体育時間以外に体を動かす遊びやスポーツの頻度>

「する」、「しない」どちらも平成26年度（2014年度）と比較して差はありません。

| | 平成26年度（2014年度） | 令和元年度（2019年度） |
|-------------------|----------------|---------------|
| する（よくする＋時々する） | 【81.8%】 | 【81.9%】 |
| しない（やらない＋あまりやらない） | 【17.7%】 | 【17.2%】 |

＜子どもが体を動かす遊びやスポーツを行わない理由＞

「得意でないから」が平成21年度（2009年度）から19.9ポイント、「好きでないから」が平成21年度（2009年度）から6.7ポイント増えています。

| | 平成21年度 (2009年度) | 平成26年度 (2014年度) | 令和元年度 (2019年度) |
|---------|--------------------|--------------------|----------------|
| 得意でないから | 【29.5%】 | 【37.0%】 | 【49.4%】 |
| 好きでないから | 【32.1%】 | 【28.0%】 | 【38.8%】 |

＜子どもが体を動かす遊びやスポーツをするために希望するもの＞

「一緒にやれる仲間」が平成26年度（2014年度）から10.6ポイント増加しています。

| | 平成21年度 (2009年度) | 平成26年度 (2014年度) | 令和元年度 (2019年度) |
|----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1位 | 気軽に利用のできる体育館 【45.0%】 | 気軽に利用のできる体育館 【41.6%】 | 気軽に利用のできる体育館 【46.5%】 |
| 2位 | 一年中泳げるプール 【38.6%】 | 一年中泳げるプール 【38.8%】 | 一緒にやれる仲間 【37.3%】 |
| 3位 | 一緒にやれる仲間 【35.5%】 | 一緒にやれる仲間 【26.7%】 | 一年中泳げるプール 【34.7%】 |

【まとめ】

小中学校の児童生徒全員を対象として運動能力調査を実施し、小学5・6年生と中学生については運動能力証合格者数増加に努めてきました。

そのため、児童生徒の運動能力証合格率を令和2年度（2020年度）までに30%の割合となることを目指し、教科体育の授業改善を行いながら、教育活動全体を通し、児童生徒の体力の向上を図りました。

しかしながら、子どもを取り巻く社会環境の変化に加え、体力の低下、また、子どもにとって、遊ぶ「仲間」「時間」「空間」が少なくなってきました。

市民意識調査の小中学生の結果からは、「子どもの休みの日の過ごし方」について、「体を動かす遊びやスポーツ」が平成21年度（2009年度）から13.4ポイント減少し、「TVゲームやカードゲームなど」、「テレビを見る」が上位に上がることとなりました。室内で遊ぶおもちゃ、ゲーム、スマートフォンなどの普及に伴い、子どもにとって「楽しい」ことが、室内でも十分に可能となり、外で体を動かして遊ぶ機会が減少していることがわかります。

また、「子どもは遊びやスポーツが好きか」では、スポーツの「好き」、「嫌い」の割合に差はありませんが、「スポーツを行わない理由」を見ると「得意でない」、「好きでない」が増えており、スポーツを行わない子どものスポーツに対する苦手意識が強まっていることも見受けられます。

このことから、学校以外の時間でも、子どもがより運動に親しみをもち、積極的に取り組めるよう支援していく方法を今後も検討し、働きかけていく必要があります。

③スポーツイベント参加率について

＜スポーツイベント参加率＞

平成21年度（2009年度）から4.0ポイント微減しています。

| 平成21年度 (2009年度) | 平成26年度 (2014年度) | 令和元年度 (2019年度) |
|-----------------|-----------------|----------------|
| 【32.6%】 | 【24.3%】 | 【28.6%】 |

＜スポーツイベント参加意向＞

平成21年度（2009年度）から12.7ポイント減少しています。

| 平成21年度 (2009年度) | 平成26年度 (2014年度) | 令和元年度 (2019年度) |
|-----------------|-----------------|----------------|
| 【36.4%】 | 【22.2%】 | 【23.7%】 |

<1年間のスポーツ観戦状況>

現地でのスポーツ観戦経験は、国と比較して低くなっています。

| | 【国】令和元年度 (2019年度) | 【成田市】令和元年度 (2019年度) |
|--------------|----------------------|------------------------|
| 会場・現地でスポーツ観戦 | 【27.4%】 | 【23.3%】 |

<子どもが体を動かす遊びやスポーツを行わない理由>

「得意でないから」が平成21年度(2009年度)から19.9ポイント、「好きでないから」が平成21年度(2009年度)から6.7ポイント増えています。

| | 平成21年度(2009年度) | 平成26年度(2014年度) | 令和元年度(2019年度) |
|---------|----------------|----------------|---------------|
| 得意でないから | 【29.5%】 | 【37.0%】 | 【49.4%】 |
| 好きでないから | 【32.1%】 | 【28.0%】 | 【38.8%】 |

【まとめ】

スポーツイベント参加率については、この10年で微減となっていますが、スポーツイベントの参加意向はこの10年で大きく減少しています。

さらに、市民意識調査の一般調査の結果からは、「スポーツ観戦経験の状況」といった視点からも市民の経験や意向が低く、スポーツイベントの参加者数の低下が推察できる結果となり、スポーツイベントに関わる意向が低下していることが原因として考えられます。

また、小中学生への調査結果から、「子どもが体を動かす遊びやスポーツを行わない理由」として、「得意でない」、「好きでない」といった消極的な理由が大きく増えていることから、参加率の減少要因として考えられます。

このことから、市のスポーツイベントや地域活動への参加が期待される子どもやその保護者等といった層に対しては、的確にニーズを把握しながら企画、周知を図ることが重要だと考えられます。

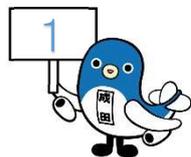
④総合型地域スポーツクラブの数について

総合型地域スポーツクラブについては、平成28年度(2016年度)に「エンジョイ中台S.S.C」、令和2年度(2020年度)に「総合型NPO法人成田スポーツアカデミー」が設立され、本市におけるクラブ数は2クラブとなり、目標値を達成しました。

現在も、生涯にわたって誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加することができる環境づくりを支援しています。



うなコラム





総合型地域スポーツクラブってなに？



総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブだよ。うな。

出典：スポーツ庁HP

(2) 基本方針の評価と課題

基本方針1 スポーツで健康になろう～スポーツをおこなう機会の創出～

①個に応じたスポーツ環境の充実

市民意識調査の結果では、「スポーツを行う相手」については、「ひとりで」という回答が最も多くなっており、ライフスタイルの多様化等により、今後も個人でスポーツを行うニーズは高くなると想定されます。こうしたことから場所、年齢、相手を問わず、多様なスポーツの推進を行っていく必要があります。

また、「スポーツを行わない理由」としては、「時間がないから」を理由として挙げている方が最も多くなっており、仕事等に従事している人が多いことなどを勘案し、平日の昼間はもちろんのこと、時間を問わず行えるスポーツについても、検討していく必要があります。



ライフステージに応じたスポーツ推進が必要。

本計画の38ページに記載の **基本目標1** へ反映していきます。

基本方針2 スポーツで楽しもう～スポーツを楽しむ場の醸成～

①きっかけづくりと実践の場の確保

市民意識調査結果では、回答者のうち3割弱が成田市内で開催されている何らかのスポーツ行事に参加していました。このスポーツイベント参加率は、前期計画開始時から比べ減少しています。多様なスポーツ大会やイベント等を開催するとともに、新たな参加を呼び掛けるため、参加を促すような情報の工夫や参加したいと思わせるようなイベントの企画が必要です。

また、同調査結果では、スポーツ活動等を行う際に欲しい情報として「大会、講座、講演会、催し物などの内容や参加方法」が最も多くなっています。市民ニーズを把握し、市民がイベント等に参加しやすくなるような工夫を行うことも求められています。



スポーツにふれあう機会の創出、
スポーツを身近に楽しめる環境づくりが必要。

本計画の38ページに記載の **基本目標1** 及び
基本目標2 へ反映していきます。

基本方針3 スポーツでふれあおう～スポーツを通じた交流の促進～

①スポーツを通じたコミュニティ活動の促進

市民意識調査において、既存のスポーツクラブや同好会へ加入している人の割合は23.0%で、国の調査結果（31.6%）より低い水準にあることが明らかになりましたが、総合型地域スポーツクラブに「参加したいと思う」人の割合は3割以上おり、スポーツクラブに対する潜在的なニーズは高いのではないかと推察されます。

しかし、前期計画開始時から現在まで2クラブ設立し、身近な地域でスポーツに親しむことのできる環境を提供している総合型地域スポーツクラブに対する認知度が1割を下回り、極めて低いことも判明したため、まずは総合型地域スポーツクラブそのものの啓発活動に取り組み、同時にスポーツ団体の活動支援も必要です。



スポーツを通じたコミュニティ活動の促進、
市民のスポーツ意識の醸成が必要。

本計画の38ページに記載の **基本目標2** へ反映していきます。

②国際スポーツ交流の促進

本市は居住外国人数が多く、国際色豊かなまちであることから、スポーツを通じた国際交流の推進を図ることで、特色のあるまちづくりにつながります。市民意識調査では、市がスポーツツーリズムを推進することへの考えについては、「取り組むべき」という意見が半数を超えていました。さらに、「スポーツツーリズムの推進で望むもの」として「国際大会やスポーツイベントの交流」が上位に上がるほか、「力を入れてほしいスポーツ交流の内容」として「国内外のアスリートとの交流」が最も多くなっていることから、市民の国際交流に対する期待が高いことが伺えます。今後も、国際交流の推進と国際理解の醸成を図るための取組が必要です。



スポーツツーリズムの推進、スポーツを通じた共生社会の実現、
トップスポーツの推進が必要。

本計画の38ページに記載の **基本目標3** へ反映していきます。

基本方針4 スポーツでまちを築こう～スポーツ活動の基盤の充実～

①スポーツ拠点施設の整備・充実

市民意識調査の「知っている市のスポーツ施設」の設問では、半数以上の認知率がある施設は、回答の認知率が高い順番に「中台運動公園体育館」、「中台運動公園陸上競技場」、「中台運動公園野球場」、「中台運動公園水泳プール」、「大谷津運動公園水泳プール」、「中台運動公園テニスコート」、「大谷津運動公園野球場」の7施設となりました。

また、スポーツ施設の要望として、「駐車場・駐輪場の増設」や「レストランの併設」、「設備や器具の充実」が多く、誰もが利用しやすい施設づくりが求められているほか、計画的な改修工事に併せ、バリアフリー化など、市民ニーズに応じた整備を進めていくことが重要です。



スポーツを身近に楽しめる環境づくり、
スポーツを通じた共生社会の実現が必要。

本計画の38ページに記載の **基本目標2** 及び
基本目標3 へ反映していきます。

②指導者の養成・確保

市民意識調査では、スポーツや運動に関するボランティア活動の参加意向と参加経験はそれぞれ2割台となり、経験の内訳は「スポーツ大会・イベント等の運営や手伝い」が最も多くなっていました。

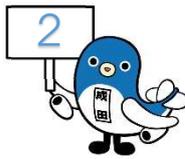
市民が気軽にスポーツボランティア活動へ参加できるように、情報発信を行うとともに、既存制度の周知、スポーツボランティアの活動機会を増やし、市民のスポーツ参加を促進することが必要です。



スポーツを通じた人と人との交流が必要。

本計画の38ページに記載の **基本目標1** へ反映していきます。

うなコラム



スポーツ推進委員ってどんな制度？

成田市のスポーツ推進委員は、38人

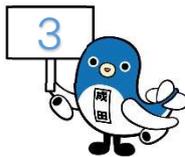


スポーツ推進委員とは、「スポーツ基本法第32条」において規定された制度で、スポーツに関する深い関心と理解を持つ社会的信望のある方々を市町村が委嘱する、非常勤特別職の公務員なんだよ。

成田市では、各地区から推薦された方達を中心に、市長から38人が委嘱されているんだよ。

成田市のスポーツ推進委員の皆さんも、様々なスポーツイベントを開催したり、市のスポーツ行事の運営に協力して、色々なところで活躍しているんだよ。うな。

うなコラム



「Sport」の語源って知ってる？

スポーツは、**気晴らしに楽しく**



みんなはスポーツという言葉の語源を知ってるかな？英語の「Sport」は19～20世紀にかけて世界で一般化した言葉で、その由来はラテン語の「deportare」（デポルターレ）という「運び去る、運搬する」という意味の単語と言われているんだ。

そこから転じて、仕事や日々の生活から離れる、気晴らしや楽しみといった要素を指すんだよ。

つまり、人生を楽しく、健康的で生き生きとしたものにするものがスポーツの本質なんだね。



また、スポーツ庁の調査によると、「運動・スポーツを実施する頻度が週1日未満の人」と比べて「週1日以上運動・スポーツを実施している人」の方がおよそ1.5倍も毎日の生活が「充実している」と答えた人の割合が多いことがわかったんだ。

忙しくて運動ができない時は、エレベーターの代わりに階段を使ったり、寝る前にストレッチをしたり、日常生活に少しずつ体を動かすことを取り入れてみよう。

きっとスポーツで、みんなの生活がより楽しく、豊かなものになるよ。うな。

出典：スポーツ庁Web広報マガジン「DEPORTARE」

第3章

計画の基本構成

1. 計画の基本理念

スポーツで創る なりたの未来

近年の健康志向や国際的なスポーツイベントの開催などを受けて、市民のスポーツに対する関心が大きく高まっている中、スポーツを通じた健康づくり・地域づくりを推進していくことが求められています。

その様な中で、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが生涯にわたって気軽にスポーツに親しみ、生き生きと輝けるよう、「スポーツをきっかけとし」、人がつながり、地域がつながり、そして、「未来へとつながること」を目指して、本計画では上記理念を設定し、スポーツの振興に努めます。



2. 計画の目標

基本目標1 スポーツで、人をつなぐ

誰でもスポーツに参加できる機会をつくり、身近なスポーツ環境を整えることで、市民の健康増進、スポーツ人口の拡大と市民相互の交流を図ります。

そして、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、ライフステージにあったスポーツ活動の場を提供し、市民の運動習慣の定着を促す取組を進めます。

また、様々な形で市のスポーツの普及、市民のスポーツ活動の促進に携わる指導者やスポーツボランティアを育成し、スポーツ振興を図ります。

スポーツを通じて人と人をつなぎ、全ての市民が自分自身に合ったスポーツを楽しめる機会の創出を進めます。

基本目標2 スポーツで、地域がつながる

スポーツ活動を無理なく継続するためには、身近な地域コミュニティでの交流や市民一人ひとりのニーズに合った適切な情報と、場の提供が重要です。地域のスポーツ団体や、総合型地域スポーツクラブの活動等をはじめ、地域の身近な場所で子どもから高齢者に至るまで、誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境を提供し、人、情報、地域の交流による地域コミュニティの活性化を図ります。

また、「スポーツは激しい運動や勝敗を競うこと」という固定概念を払拭し、誰もがいつでもどこでも気軽に楽しめるものであるというスポーツの在り方を示し、市民のスポーツ意識を醸成していきます。

スポーツを通じて市民と地域、行政、団体、事業者等がつながることにより、地域の活性化を目指します。

基本目標3 スポーツで、未来へつなげる

現在、市では観光、スポーツ資源を生かしたスポーツツーリズムの推進に取り組んでいます。市民意識調査によると、市民の国際交流への関心は高いものの、「スポーツツーリズム」の認知度はまだ低く推移していますが、市民のスポーツツーリズムへの関心を高めることで、スポーツを基軸としたまちづくりへとつなげます。

また、広く市民に障がい者スポーツを知ってもらうとともに、障がいのある方もない方も一緒にスポーツに親しむことができる機会を創ることで、スポーツをきっかけとした、共生社会の未来へとつなげます。

そして、トップスポーツの推進を通して、スポーツにふれあう喜びや感動の機会を創出します。

スポーツを通じてまちづくりや共生社会を実現することで、明るい未来へとつなげます。

3. 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

主な事業

スポーツで創る
なりたの未来

基本目標

1

スポーツで、
人をつなぐ

(1) スポーツにふれあう
機会の創出

①各種大会教室の開催
②スポーツ機会の創出
③健康づくり・運動習慣化の取組推進

(2) ライフステージに
応じたスポーツ推進

①子ども達のスポーツ機会の充実
②青少年・成人のスポーツ機会の充実
③高齢者のスポーツ機会の充実

(3) スポーツを通じた
人と人との交流

①スポーツボランティアの人材育成
②スポーツ指導者の人材育成
③スポーツ推進委員との連携

基本目標

2

スポーツで、
地域がつながる

(1) スポーツを通じた
コミュニティ活動の
促進

①スポーツ団体の活動支援
②総合型地域スポーツクラブの活用
③スポーツを通じた多文化共生理解

(2) スポーツを身近に
楽しめる環境づくり

①スポーツ施設の充実
②各種媒体による情報の充実
③学校体育施設の活用

(3) 市民のスポーツ意識
の醸成

①地域間スポーツ交流の促進
②広報活動によるスポーツ機運の向上
③スポーツそのものの捉え方に関する意識改革

基本目標

3

スポーツで、
未来へつなげる

(1) スポーツツーリズム
の推進

①市民のスポーツツーリズムの意識向上
②大規模スポーツイベントの誘致
③スポーツを通じた国際交流機会の創出

(2) スポーツを通じた
共生社会の実現

①パラスポーツの普及推進
②オリ・パラを契機とした取組
③スポーツ施設バリアフリー化への取組

(3) トップスポーツの
推進

①トップスポーツチームと連携した取組
②大学と連携した取組
③選手の競技力の向上

4. 数値目標

本計画では、基本理念の実現に向けて次の3つの数値目標を設定します。

| | 数値目標 | 概要 | 対応する基本目標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---------------------------------------|---|----------|-------|-------|
| ① | 週1回以上スポーツ実施率 ※成田市民のスポーツに関する意識調査 | 老若男女、障がいの有無を問わず、週に1回以上スポーツに親しむ機会の充実に努めることで、市民の健康維持、生活環境の向上を目指します。 | 基本目標1 | 33.7% | 65.0% |
| ② | スポーツイベント参加率 ※成田市民のスポーツに関する意識調査 | スポーツイベントへの参加を通じて、世代を超えた交流を促進するとともに、地域の活性化を図ります。 | 基本目標2 | 28.6% | 50.0% |
| ③ | 市民のスポーツツーリズム認知度 ※成田市民のスポーツに関する意識調査 | 地域資源とスポーツを融合した観光を楽しむツーリズムスタイルの定着化を図り、市民と一体的にスポーツツーリズムを推進します。 | 基本目標3 | 7.3% | 50.0% |

※成田市民のスポーツに関する意識調査（一般調査）を基に算出し、設定しています。

数値設定理由

①週1回以上スポーツ実施率

週1回以上スポーツ実施率については、国の第2期基本計画にも政策目標として掲げられていることから、第2次成田市生涯スポーツマスタープランに引き続き目標として設定します。数値については、国の第2期基本計画も65%と設定していることから、同数値とします。

②スポーツイベント参加率

スポーツイベントの目標として前計画から引き続き、数値も同値とし、推移を注視します。

③市民のスポーツツーリズム認知度

市民のスポーツツーリズム認知度については、現状は、7.3%と低い推移であることから、市民の半分の方は認知しているという状況を目指すため、50%を目標数値と設定します。



第4章

具体的な施策展開

基本目標1 スポーツで、人をつなぐ

施策の方向性(1) スポーツにふれあう機会の創出

学生から社会人への変化をはじめ、大きくライフスタイルが変わる成人期では、仕事、家事、育児等で多忙となり、市民意識調査の結果でも、週に1日以上スポーツをしている人の割合は、全体の3割強にとどまっています。

多種多様なライフスタイルに合わせ、どの年代でも参加できるスポーツイベント等を実施し、参加機会の充実や、スポーツ実施率の向上を図ります。

さらに、現在スポーツをしていない人達が、スポーツに対して興味・関心を持ち、スポーツ活動に参加できるよう、スポーツ体験の機会を充実させ、そのきっかけづくりに努めます。

主な事業

①各種大会教室の開催

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-----------------------|---|---------|
| 1 | 成田スポーツフェスティバル等各種大会の開催 | 成田スポーツフェスティバルや小学生相撲大会、近隣中学校野球大会など規模や参加対象も大小様々な大会を開催し、多くの方がスポーツにふれあう機会を設けます。 | スポーツ振興課 |

②スポーツ機会の創出

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-----------------|--|---------|
| 2 | 各種スポーツイベントの開催支援 | スポーツ施設の指定管理者が実施する自主事業や一般社団法人成田市スポーツ協会が実施する教室の周知や支援を行い、スポーツにふれあう機会の充実に努めます。 | スポーツ振興課 |

③健康づくり・運動習慣化の取組推進

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|--------------|--|---------|
| 3 | 体力・運動能力調査の実施 | 体力・運動能力の調査を通じ、自己の体力を認識することで、健康・体力づくりへの関心を高めます。 | スポーツ振興課 |
| 4 | 健康・福祉まつりの開催 | 健康・福祉まつりを通して健康づくりに関する意識・関心を高める機会を作り、市民の健康診断・体力測定を充実させます。 | 健康増進課 |

施策の方向性(2) ライフステージに応じたスポーツ推進

子どもから高齢者まで、年齢層にあったスポーツの普及に取り組み、競技志向に加えて、心身の健康増進を意識しながら手軽に取り組めるスポーツの推進や生涯にわたり楽しみながらスポーツができる環境づくりが必要です。

市民の誰もがそれぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、生涯にわたり楽しくスポーツ活動に親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

主な事業

①子ども達のスポーツ機会の充実

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|------------------|--|---------|
| 5 | 成田市スポーツ少年団の活動の推進 | スポーツ少年団活動を通じ、子ども達が日常的にスポーツにふれあう機会の充実に努めます。 | スポーツ振興課 |
| 6 | 子どもの居場所づくりの推進 | 成田わくわくひろば実施協議会の活動の推進を通じ、子ども達が興味・関心のある体験活動や各種スポーツ体験を実施します。 | 生涯学習課 |
| 7 | 放課後子ども教室運営の推進 | 放課後や週末等に小学校の余裕教室や校庭等を活用して、子ども達の安全・安心な活動拠点を設け、地域の参画を得て、子ども達とともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の充実に努めます。 | 生涯学習課 |

②青少年・成人のスポーツ機会の充実

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|------------------|---|---------|
| 8 | 青少年育成団体の活動支援 | 青少年育成団体の活動に助成・支援を行うことにより、地域における青少年活動を活発にし、スポーツを通じた健全育成を目指します。 | 生涯学習課 |
| 9 | 成人のスポーツ機会充実に係る取組 | ジョギングやウォーキング等の誰もが手軽に行えるスポーツの推進や既存の地域スポーツサークル活動等の周知啓発を通じて、時間のない社会人の方々もスポーツにふれあうことができる機会の充実に努めます。 | スポーツ振興課 |

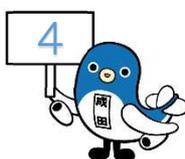
③高齢者のスポーツ機会の充実

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|---------------------|--|---------|
| 10 | 成田市レクリエーション協会の活動の推進 | レクリエーションの普及振興を図ることで、余暇生活の充実に努めるとともに、高齢者の方々の健康維持や体力の向上を図ります。 | スポーツ振興課 |
| 11 | 高齢者クラブの活動の推進 | ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会等を行い会員相互の交流と健康づくりに取り組む高齢者クラブに対し、高齢者の生きがい活動を支援します。 | 高齢者福祉課 |

＜スポーツ少年団駅伝交流大会の様子＞



うなコラム



スポーツ少年団の登録団体ってどれくらいあるの？



成田市には、令和3年(2021年)3月現在、全部で35の団体が登録されているよ。軟式野球、ミニバスケットボール、剣道、サッカー、バレーボール、空手、ハンドボール、ラグビーと、様々な種目のチームが活動しているよ。

毎年、冬には、各チーム対抗の駅伝交流大会が開催されて、中台運動公園が熱気に包まれるよ。

スポーツ少年団に入団してみたいけど迷っている子は、気軽に参加してね。うな。

施策の方向性(3) スポーツを通じた人と人との交流

市民がスポーツ活動を継続するためには、誰もがいつでも気軽に参加できるスポーツ機会と、それを適切に指導する指導者やその運営を支援するスポーツボランティアなどの支える人材が必要です。

多くの市民がスポーツに親しみ、楽しく取り組み、継続できるよう、正しい知識と技能を備えた指導者やボランティア等の支える人材の育成と活用に努めます。

また、スポーツ推進委員が地域において円滑に活動できるよう、組織体制の充実や活動の支援に努めます。

主な事業

①スポーツボランティアの人材育成

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-------------------|---|---------|
| 12 | スポーツツーリズム人材バンクの活用 | スポーツツーリズムを支えるため開設された、様々なノウハウを持った方々から構成される「スポーツツーリズム人材バンク」を活用し、スポーツボランティアの充実を図ります。 | スポーツ振興課 |

②スポーツ指導者の人材育成

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-------------|---|---------|
| 13 | スポーツ指導者への支援 | 市民が求める技術・能力を提供できる人材を育成し、安全なスポーツ活動を行うため、資格取得支援や講習会参加支援を通し、スポーツ指導者の資質向上を図ります。 | スポーツ振興課 |

③スポーツ推進委員との連携

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|----------------------|---|---------|
| 14 | 成田市スポーツ推進委員連絡協議会との連携 | 市民スポーツの発展に寄与することを目的として組織された、成田市スポーツ推進委員連絡協議会と連携し、協力体制を密にしながら、軽スポーツ交流会など各種事業を行います。 | スポーツ振興課 |

基本目標2 スポーツで、地域がつながる

施策の方向性(1) スポーツを通じたコミュニティ活動の促進

市内では、2つの総合型地域スポーツクラブをはじめ、スポーツ協会、スポーツ少年団やそれらに加盟する連盟・協会・チームといった様々な団体がスポーツ活動を行っています。

市民が所属するクラブ・団体の組織力を強化し、クラブ・団体の育成を通じて、市民のスポーツ活動の充実を図ります。

そして、身近な地域での定期的、継続的なスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブ活動の推進を図り、クラブへの加入を促進します。

また、市内に居住する外国人の方とのスポーツを通じた多文化共生への理解に努め、コミュニティ活動の促進へつなげます。

主な事業

①スポーツ団体の活動支援

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-----------------------|---|---------|
| 15 | 一般社団法人成田市スポーツ協会への活動支援 | 本市におけるスポーツの中心組織として活動し、様々な地域及び競技種目により構成される加盟団体が所属する一般社団法人成田市スポーツ協会へ支援を行うことで、市民スポーツの普及・振興に努めます。 | スポーツ振興課 |

②総合型地域スポーツクラブの活用

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-------------------|--|---------|
| 16 | 総合型地域スポーツクラブ活動の推進 | 総合型地域スポーツクラブの活動により、スポーツを通じた住民同士の交流など様々な相乗効果が期待されることから、スポーツを通じた地域活性化のモデルケースとなるための積極的な支援に努めます。 | スポーツ振興課 |

③スポーツを通じた多文化共理解

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-------------------|--|---------|
| 17 | スポーツを通じた多文化共理解の推進 | 性別や国籍に関わらずスポーツに親しむことができる環境を目指して、スポーツを通じた多文化共理解への取組に努めます。 | スポーツ振興課 |

施策の方向性(2) スポーツを身近に楽しめる環境づくり

市内には中台運動公園をはじめ、多くのスポーツ施設が設置されています。市民が身近にスポーツを行うことができる場の整備・充実に努めます。

さらに、SNS等口コミ効果の高いメディアを活用して、市民に分かりやすい情報の提供に努めます。

また、教育委員会と連携することで、地域住民へ開放する学校体育施設の情報を集約し、より多くの市民が利用できるように有効活用を図ります。

主な事業

①スポーツ施設の充実

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-----------------------|--|------------------------------------|
| 18 | 各種スポーツ施設管理運営 | 誰もが利用しやすい施設を目指して、指定管理者制度※の活用を図りながら、適正な施設管理運営に努めます。 | スポーツ振興課 環境衛生課 公園緑地課 市民協働課 |
| 19 | スポーツ施設の整備によるスポーツ環境の充実 | 旧東小学校跡地を活用し、健康増進への寄与、地域の活性化を図るため、クラブハウスを併設した36ホールからなるパークゴルフ場の整備を進めるとともに、中台運動公園水泳プールの多目的な通年利活用を含め、スポーツ施設の整備に努めます。 | 公園緑地課 スポーツ振興課 |

②各種媒体による情報の充実

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|------------------|--|------------------------------|
| 20 | まなび&ボランティアサイトの活用 | サイトを活用し、SNSと連携させながら、登録されているスポーツ団体の練習会や団員募集などの情報を発信します。 | 生涯学習課 |
| 21 | 各種SNSを使った情報発信 | 市SNS等を活用し、市内で開催されるスポーツ大会やイベント、施設情報等の発信を行います。 | スポーツ振興課 観光プロモーション課 広報課 |

※指定管理者制度…体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

③学校体育施設の活用

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-----------|---|---------|
| 22 | 学校体育施設の開放 | 市民にとって身近なスポーツ・レクリエーション活動の場である公立小中義務教育学校の体育施設の開放を積極的に行い、スポーツの普及・啓発に努め、市民がスポーツに親しみやすい環境づくりを推進します。 | スポーツ振興課 |

うなコラム



市内にはどんなスポーツ施設があるの？



成田市には、野球場、プール、テニスコート、陸上競技場、球技場はもちろん、県内でも珍しい相撲場やパークゴルフ場、スケートボードパークなど、たくさんのスポーツ施設が充実しているよ。施設の一覧は、資料編に記載されているよ。

令和2年(2020年)に完成したばかりの中台運動公園水泳プールの多目的な通年活用についても、市民のみんなのために整備を考えていくから楽しみにしていてね。うな。



上の写真は、旧豊住中学校跡地を利用して平成29年(2017年)に開館した、「豊住ふれあい健康館」だよ。

館内には、トレーニング室からカラオケのできる多目的室まで整備されていて、地域の方々にも愛される施設として生まれ変わったんだよ。

旧東小学校跡地はどのようなパークゴルフ場になるんだろうね。楽しみだね。うな。

施策の方向性(3) 市民のスポーツ意識の醸成

市民一人ひとりが自主的、主体的にスポーツを「する」ことによる健康づくり、スポーツを「みる」ことによる感動づくり、スポーツを「ささえる」ことによる絆づくりができる市の実現を目指し、地域を代表してスポーツ行事に参加することにより育まれる交流を行う中で、スポーツを通じて、人生を健康で生き生きと楽しむことができる意識の醸成を図ります。

また、スポーツとは激しい運動や勝敗を競う競技スポーツであると捉えている人も多く、スポーツを取り組むことへの1つのハードルとなっています。日常生活の中で簡単にできるウォーキングや階段昇降等の生活活動や運動等もスポーツであると捉えることで、スポーツが生活に身近なものであるという意識の改革を図ります。

主な事業

①地域間スポーツ交流の促進

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-------------------------|--|---------|
| 23 | 千葉県東部五市体育大会、千葉県民体育大会の開催 | 千葉県東部五市体育大会や千葉県民体育大会の開催を通し、市民の体力の向上を図り、各市町村相互の親睦を深めるとともに、市を代表して大会に参加することで、スポーツ意識の醸成につなげます。 | スポーツ振興課 |

②広報活動によるスポーツ機運の向上

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|----------------------|--|----------------|
| 24 | 広報誌、ホームページ等を活用した広報活動 | 市内で開催されるスポーツ教室やスポーツイベント等の情報を、広報なりたや市ホームページ等を活用して提供します。 | スポーツ振興課 広報課 |

③スポーツそのものの捉え方に関する意識改革

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|--------------|---|-------|
| 25 | 健康教育・健康教室の開催 | 日常生活に簡単な運動を取り入れる方法を学んでもらい、健康意識の向上及び生活習慣改善を図ります。 | 健康増進課 |
| 26 | 介護予防に係る取組 | 日常生活での体操や簡単な運動を行う教室の開催等を通し、介護予防に効果のある運動の習慣化を図ります。 | 介護保険課 |

基本目標3 スポーツで、未来へつなげる

施策の方向性(1) スポーツツーリズムの推進

「スポーツツーリズム」とは、スポーツ資源とツーリズム（旅行・観光）資源を融合する取組のことであり、スポーツツーリズムの推進により、豊かな観光資源の創造、新しいビジネスの創出、地域の活性化などを目指そうとするものです。

世界・全国規模の大会やプロスポーツの試合の誘致、大規模スポーツイベント等の事前キャンプ・合宿の受入れ等に取り組み、体制の整備を図りながら、地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進を行います。

主な事業

①市民のスポーツツーリズムの意識向上

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|--------------------------------|--|---------|
| 27 | 地域スポーツコミッション組織※によるスポーツツーリズムの推進 | スポーツツーリズムに係る情報共有及び連携した取組を行う基幹的推進組織として設立された「成田市スポーツツーリズム推進協議会」が中心となり、スポーツ、観光資源を活用した新たな需要を創出し、官民一体的な地域活性化を目指します。 | スポーツ振興課 |
| 28 | アメリカ合衆国、アイルランドとの交流に係る取組 | ホストタウンへの登録を契機とし、アメリカ合衆国、アイルランドを交流の相手方として、様々な交流を図り、スポーツ・観光・文化の観点から相互理解を深めます。 | スポーツ振興課 |
| 29 | スポーツツーリズム機運醸成イベントの開催 | 各企業、自治体協力によるスポーツツーリズム機運醸成イベントの開催を行うなど、スポーツ・観光・文化の多種多様なコンテンツを市民に提供し、成田エリア全体での地域連携、地域活性化を目指します。 | スポーツ振興課 |
| 30 | 市民参加型大規模スポーツイベントの開催 | ランニング愛好家が参加するPOPラン大会など、全国から参加者を募る大会を開催することで、大会後に市内観光を楽しんでいただける取組を進めます。 | スポーツ振興課 |
| 31 | 事前キャンプ・合宿誘致に係る取組 | 事前キャンプ・合宿の積極的な誘致を行い、環境整備に取り組むとともに、受入れ後のレガシーにつなげ、市の活性化を図ります。 | スポーツ振興課 |

※地域スポーツコミッション組織…地方自治体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合せたまちづくり・地域活性化に取り組む連携組織

②大規模スポーツイベントの誘致

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|---------|--|---------|
| 32 | 各種大会の誘致 | 世界規模の大会や全国大会、パラスポーツ大会など、大小様々な大会を誘致することで、スポーツを観戦する機会を多くの市民に提供します。 | スポーツ振興課 |

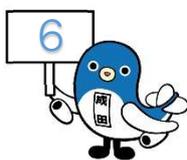
③スポーツを通じた国際交流機会の創出

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|-------------|---------------------------------------|-------|
| 33 | 友好・姉妹都市との交流 | 関係機関と連携して、友好・姉妹都市とのスポーツによる交流を進めていきます。 | 文化国際課 |

<成田POPラン大会の様子>



うなコラム



スポーツツーリズムってもっと簡単に教えて？



「スポーツツーリズム」は、簡単に言うと、スポーツを目的に成田市に来てもらったら、そのついでに、市内でうなぎを食べて観光を楽しんでもらったり、宿泊してもらったりする、一石二鳥の取組のことだよ。

毎年、成田市内で開催される成田POPラン大会も全国からランナーのみんなが来てくれて、帰りに観光を楽しんでくれているよ。うな。

施策の方向性(2) スポーツを通じた共生社会の実現

様々なスポーツの広がりとともに、障がいの有無に関わらず、全ての市民がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる環境が求められています。障がいのある方も、スポーツ・レクリエーションを通じて心と体が豊かになれるスポーツ活動の拡充に取り組みます。

そのため、障がいのある方も参加しやすいスポーツ事業の開催や、障がいのある方が安心・安全に施設を利用できるようバリアフリー化を図り、障がいのある方とない方が一緒にスポーツを行うことができる環境を通し、スポーツを通じた共生社会の実現を目指します。

主な事業

① パラスポーツの普及推進

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|------------------|---|--------------------|
| 34 | パラスポーツの推進 | パラスポーツの体験会などを行い普及啓発することにより、健常者には障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある方にはスポーツにふれあう機会を提供し、一緒にスポーツができる環境の充実を目指します。 | スポーツ振興課 障がい者福祉課 |
| 35 | 千葉県障害者スポーツ大会への参加 | 一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会が主催する、県内最大の障がい者スポーツの祭典である「千葉県障害者スポーツ大会」への参加を通し、パラスポーツの普及推進に努めます。 | 障がい者福祉課 |

② オリ・パラを契機とした取組

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|---------------------|--|---------|
| 36 | アイルランドとの共生社会実現に係る取組 | 千葉県内で初となる共生社会ホストタウン※へ登録されたことに伴い、ハード、ソフト両面からバリアフリー化に取り組みます。 | スポーツ振興課 |

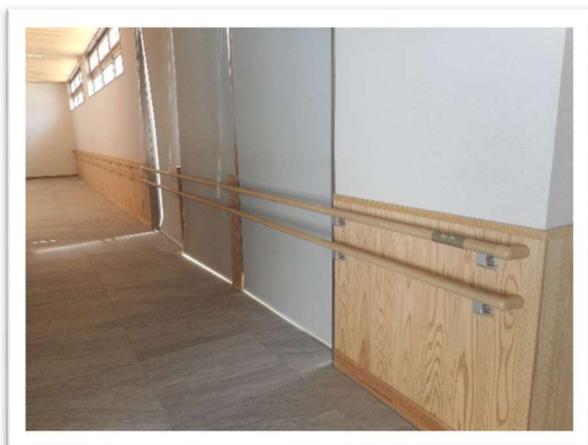
※ホストタウン…日本の自治体と東京2020オリンピック・パラリンピックに参加する国・地域の住民等がスポーツや文化等の多様な分野の交流を通じて、大会後においても末永い交流を実現することを目的とした取組。

※共生社会ホストタウン…パラリンピアンへの受入れを契機にユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーの取組を実施し、東京2020オリンピック・パラリンピック以降も共生社会の実現を目指す自治体。

③スポーツ施設バリアフリー化への取組

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|---------------------|---|---------|
| 37 | 各スポーツ施設バリアフリー化に係る取組 | 改修等に併せバリアフリー化を推進し、障がいの有無に関わらず、誰もが利用できるスポーツ施設の充実に努めます。 | スポーツ振興課 |

<中台運動公園水泳プール管理棟のバリアフリー化の様子>



【廊下手すり】



【車いす更衣室シャワー】



【車いす更衣室入口】



【床点字】

施策の方向性(3) トップスポーツの推進

トップスポーツチームの試合誘致や、支援、交流事業を通じてアスリートとふれあう機会を設けるなど連携した取組を進め、トップスポーツを活性化し、本市の魅力向上を図るとともに、子どもから大人までスポーツの楽しさや喜び、感動を直接感じることができる機会の提供に努めます。

そして、スポーツを観戦する機会を通して、自らがスポーツに取り組むきっかけにもつなげます。

また、大学と連携して、スポーツを通じた交流等に取り組むほか、選手の競技力の向上の一助となる支援にも努めます。

主な事業

① トップスポーツチームと連携した取組

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|------------------|--|---------|
| 38 | 千葉ロッテマリーンズとの連携協定 | 成田市のロゴを選手のユニフォーム等に掲出して開催される、千葉ロッテマリーンズ1軍公式戦「ALL for CHIBA 成田市」をはじめ、プロ野球を身近に感じられる取組を進めます。 | スポーツ振興課 |
| 39 | 鹿島アントラーズとの連携協定 | 熱気溢れるスタジアムに市民が招待・優待される鹿島アントラーズJリーグ公式戦「フレンドリータウンデイズ 成田の日」をはじめ、サッカーの魅力を伝えられる取組を進めます。 | スポーツ振興課 |
| 40 | クボタスパローズとの連携協定 | 成田市でのラグビー新リーグ公式戦の開催や児童・生徒との交流事業をはじめ、市民がラグビーを身近に感じられる取組を通じて、地域振興・地域貢献を進めます。 | スポーツ振興課 |



②大学と連携した取組

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|--------------|--|---------|
| 41 | 順天堂大学との連携 | 順天堂大学に所属する各種部活動の選手を講師として派遣いただくスポーツ教室を開催することで、中学生が優秀な選手達にふれあう機会を設けます。 | スポーツ振興課 |
| 42 | 国際医療福祉大学との連携 | 各種大会開催時に医療スタッフのボランティアを派遣いただくことで、市民が安心・安全に参加できるイベントの運営に努めます。 | スポーツ振興課 |

③選手の競技力の向上

| No. | 事業項目 | 今後の取組 | 担当所管 |
|-----|--------------------|--|---------|
| 43 | 競技力向上事業国内外遠征激励費の支給 | 市民が海外及び国内全国大会規模以上で開催される公式競技会等に参加する場合に激励費を支給することで、選手の競技力の向上に努めます。 | スポーツ振興課 |

<クボタスピアーズとの連携協定調印式 令和2年（2020年）9月17日 >





パラスポーツについて教えて？



障がいのある方達に親しまれているパラスポーツは、多種多様な種目があるけれど、どれくらいの種目を知っているかな？パラスポーツを少しだけ紹介するね。

ちなみに、「パラリンピック」という言葉は、ギリシア語の接頭語であるパラ=Para(沿う、並行)+Olympic(オリンピック)に由来するよ。知っていたかな？うな。

出典：日本パラリンピック委員会HP



○ゴールボール

鈴の入ったバスケットボール大のボールを互いに投げ合い、得点を競うチームスポーツだよ。

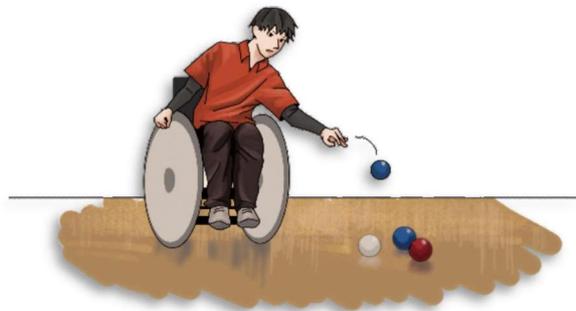
コート上の選手は3人対3人で、選手は障がいの程度に関わらず、「アイシェード」と呼ばれる目隠しを装着して、全盲状態でプレーするよ。

試合時間は前後半各12分の計24分で競い合うスポーツだよ。うな。

○ポッチャ

「ジャックボール」と呼ばれる白いボール(目標球)を投げた後、対戦する両者がそれぞれ赤と青の6球を投げ合い、自球をよりジャックボールに近づけたチーム又は個人が勝者となるよ。

手で投げられない選手はキック、あるいは競技アシスタントのサポートを受けながら、「ランプ」と呼ばれる投球補助具(勾配具)を使ってボールを転がすこともできるんだよ。うな。



○5人制サッカー

視覚障がい(全盲)のある選手がプレーする5人制のフットボールで、フィールドプレーヤー4人はアイマスクを装着し、転がると音の鳴るボールをドリブルやパスでゴールまで運ぶよ。

選手達は、敵陣のゴール裏で味方にゴールの位置と距離などを伝える「ガイド」や「ゴールキーパー」、「監督」達の声を聞きながらプレーするよ。うな。

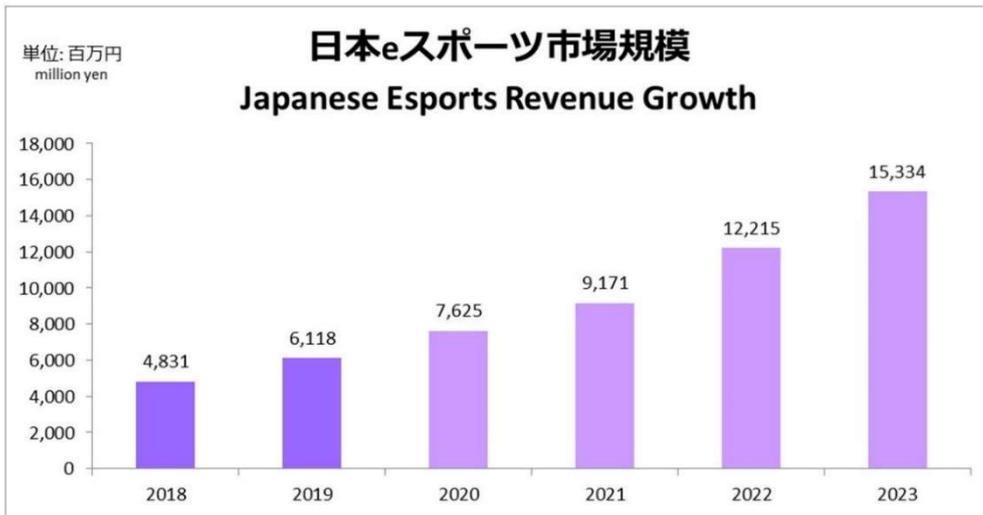


競技解説参考：日本財団パラリンピックサポートセンター「パラサポWEB」



eスポーツってなに？

令和元年（2019年）の国内eスポーツ市場規模は、**61.2億円**



出典: KADOKAWA Game Linkage

※2020年以降の数値は、2020年2月時点での予測



近年注目を集める、「eスポーツ(esports)」とは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称だよ。

ただ、スポーツ活動と捉えるのか、文化活動と捉えるのかは、今後の動向を注視していく必要があるんだ。

主なゲームジャンルは、キャラクター目線のシューティングゲーム、リアルタイムで複数名が参加する陣取り合戦、野球やサッカーなどスポーツ系のものが挙げられるよ。

今、eスポーツは世界中で盛り上がりを見せていて、近年、日本でも注目されているよ。eスポーツにおける世界市場は令和2年(2020年)に1,000億円※超に達する見通しで、その規模は年々拡大しているよ。※KADOKAWA Game Linkage 2020年7月時点



国内においては、「未来投資戦略2018」にクールジャパンの一環として記載され、「新たな成長領域として注目されるeスポーツについて、健全な発展のための適切な環境整備に取り組む。」とされているよ。うな。



第5章

計画の推進に向けて

1. 推進体制

本計画は、市を中心に、庁内関係各部署やスポーツ関係団体等と密接に連携し、スポーツに関する施策を総合的に推進します。このため、必要に応じて協議の場を設け、計画の進捗管理やスポーツに関する施策の情報共有等を行います。

また、施策を効果的に展開し、市民のスポーツ参加を積極的に推進するため、「成田市生涯学習推進協議会」をはじめ、スポーツに関わる各種団体・関係機関、事業所等との連携のもと、本計画の普及・推進をします。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、見直し(Action)というマネジメントサイクルを踏まえPDCAサイクルを確実に回り、計画の着実な推進を目指していきます。

(1) 計画(Plan)

本計画の策定に際し掲げられた市の現状・課題や今後の目標について、進行管理を行いながら、目標設定や取組を「計画」します。

(2) 実施(Do)

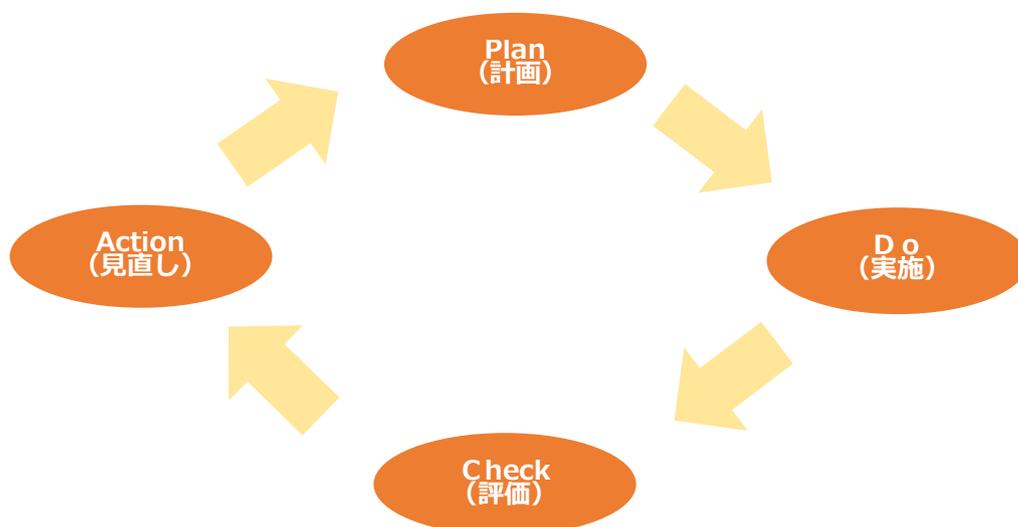
本計画にて設定した3つの数値目標を達成するための各種スポーツ施策について、適宜、施策の進捗状況や達成状況、成果を確認し、検証するとともに、目標に向かって計画を「実施」します。

(3) 評価(Check)

策定後、計画期間の中間年度に市民意識調査を実施し、令和元年度（2019年度）に実施した市民意識調査結果から目標数値の推移を確認することで、計画の「評価」を行います。

(4) 見直し(Action)

市民意識調査結果の数値目標の評価や本計画に掲げた施策の進捗状況評価等の内容を踏まえ、計画最終年度に、計画の「見直し」を含む改定作業を行います。



3. 各主体の役割

スポーツ施策を展開し、誰もが生涯にわたって気軽にスポーツに親しみ、楽しめるまちを実現していくためには、市民・関係団体・民間事業者・行政等の各主体が連携・協働した、市民総参加による取組が必要となることから、各主体それぞれの役割を行い、計画の推進に努めます。

(1) 市民の役割

スポーツ振興の主役として、スポーツに対する関心及び理解を深め、自らの健康の保持・増進に努めます。

また、ライフステージに応じたスポーツ活動に積極的に参加していくことが期待されます。

(2) スポーツ・レクリエーション関係団体の役割

行政などでは補えないスポーツにふれあう機会の提供を目指し、多世代が楽しめる各種スポーツ教室の開催やイベントの開催などが期待されます。また、スポーツクラブ等においては、団体の特性によってはボランティア等の地域の人材を活用しながら自立・継続した運営が期待されます。

(3) 民間事業者等の役割

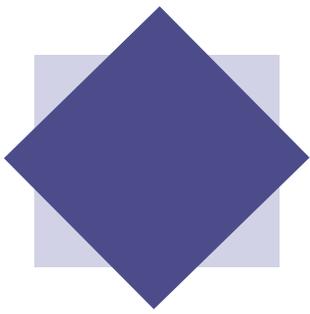
地域社会の構成員として、企業や事業者等が有する施設・設備や人材・情報などを可能な範囲で、地域のスポーツ活動に提供していくことが期待されます。また、スポーツ、観光資源を活用した新たな需要の創出を行うため、行政と連携した役割も重要となります。

(4) スポーツ推進委員の役割

地域住民に対し、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行います。また、行政や市民のパイプ役となり、日頃スポーツを行わない人への動機付けやスポーツの楽しみ方の啓発などを通じて本計画の推進を図っていく役割が期待されます。

(5) 成田市の役割

市は、全ての市民が充実したスポーツ環境にふれあうことができるよう、スポーツ施策を総合的・一体的に推進します。そのためには、各主体の役割を踏まえながら、スポーツにふれあう機会の創出、スポーツ施設の改修など、スポーツの基盤整備に努め、市民ニーズを的確に把握しながら施策を推進します。



資料編

1. 策定経過

■令和元年度（2019年度）

| 開催日 | 実施事項 | 実施内容 |
|-----------|-----------------------------|-------------|
| 7月31日（水） | 令和元年度第1回成田市生涯学習推進本部・幹事会合同会議 | 計画策定概要について |
| 8月19日（月） | 令和元年度第1回成田市生涯学習推進協議会 | 計画策定概要について |
| 10月23日（水） | 令和元年度第2回成田市生涯学習推進本部幹事会 | 市民意識調査案について |
| 10月30日（水） | 成田市生涯スポーツマスタープラン策定業務委託契約締結 | 計画策定に係る委託契約 |
| 11月8日（金） | 令和元年度第2回成田市生涯学習推進本部書面会議 | 市民意識調査案について |
| 11月15日（金） | 令和元年度第2回成田市生涯学習推進協議会 | 市民意識調査案について |
| 12月11日（水） | 議会報告（経済環境常任委員会） | 計画策定概要について |
| 12月13日（金） | 市民意識調査開始 | 基礎資料用意識調査 |
| 12月27日（金） | 市民意識調査終了 | 基礎資料用意識調査 |

■令和2年度（2020年度）

| 開催日 | 実施事項 | 実施内容 |
|-----------|-----------------------------|---------------|
| 7月16日（木） | 令和2年度第1回成田市生涯学習推進本部・幹事会合同会議 | 骨子案について |
| 8月4日（火） | 令和2年度第1回成田市生涯学習推進協議会 | 骨子案について |
| 9月18日（金） | 庁内各課素案意見照会 | 素案について |
| 10月8日（木） | 令和2年度第2回成田市生涯学習推進本部・幹事会合同会議 | 素案について |
| 11月10日（火） | 令和2年度第2回成田市生涯学習推進協議会 | 素案について |
| 11月17日（火） | 教育委員会会議 | 素案について |
| 12月9日（水） | 議会報告（経済環境常任委員会） | 素案について |
| 12月15日（火） | パブリックコメント開始 | 素案について |
| 12月22日（火） | 教育委員会会議 | 計画名称変更に係る条例改正 |
| 1月15日（金） | パブリックコメント終了 | 素案について |
| 1月26日（火） | 令和2年度第3回成田市生涯学習推進本部・幹事会書面会議 | 最終案について |
| 1月29日（金） | 成田市生涯学習推進協議会意見照会 | 最終案について |
| 2月16日（火） | 教育委員会会議 | 最終報告 |
| 3月5日（金） | 議会報告（経済環境常任委員会） | 策定報告 |
| 3月18日（木） | 成田市生涯学習推進本部設置要綱改正 | 計画名称変更に係る要綱改正 |
| 3月18日（木） | 成田市生涯学習推進協議会設置条例改正 | 計画名称変更に係る条例改正 |

2. スポーツ基本法

スポーツ基本法

平成二十三年六月二十四日

法律第七十八号

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たす

ものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの。

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

3. 千葉県体育・スポーツ振興条例

千葉県体育・スポーツ振興条例

平成二十二年十二月二十四日

条例第六十一号

(目的)

第一条 この条例は、体育及びスポーツが県民の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域社会の連帯感の醸成等に資することにかんがみ、県の責務及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにすることにより、体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 体育健康で充実した生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいう。
- 二 スポーツ運動競技、レクリエーションその他の身体運動であつて、健康の保持増進、体力の向上又は心身の健全な発達を図るために行われるもの（体育を除く。）をいう。
- 三 スポーツ関係団体等県内において体育又はスポーツの振興のための活動を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(県の責務)

第三条 県は、県民生活及び地域社会において体育及びスポーツの果たす役割の重要性を認識し、体育及びスポーツに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及びスポーツ関係団体等が行う体育若しくはスポーツの振興に関する取組又は県民が行うスポーツ活動に対して必要な支援を行う責務を有する。

(スポーツ関係団体等の役割)

第四条 スポーツ関係団体等は、体育又はスポーツの振興を図るための主体的な活動に取り組むとともに、県又は市町村が実施する体育及びスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民参加の促進)

第五条 県は、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、広報活動、啓発活動等を通じて、体育及びスポーツの重要性に対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めなければならない。

2 県民は、体育及びスポーツの重要性に対する関心と理解を深め、スポーツ活動に親しむよう努めるものとする。

(生涯スポーツの振興)

第六条 県は、すべての県民が生涯にわたって、それぞれの体力、年齢、技術、目的等に応じて、様々なスポーツに親しむことができるようにするため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携して、県民がスポーツに参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、優秀なスポーツの選手、指導者等の有する能力を地域のスポーツ活動において積極的に活用するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの体力向上と体育の充実)

第七条 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、体育に関する施策の充実を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、教職員の資質の向上に努めるとともに、地域における指導者の派遣その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の健康の保持増進)

第八条 県は、県民の体育及びスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを支援するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者スポーツの振興)

第九条 県は、障害者の自立及び社会参加を促進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツの競技力の向上)

第十条 県は、スポーツの競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、計画的な選手の育成及び指導者の養成、スポーツ医・科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備及び充実)

第十一条 県は、スポーツ活動の推進を図るため、スポーツ施設（設備を含む。）の整備及び充実に努めるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場として学校その他公共の施設が有効利用されるよう、市町村と連携して必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、体育及びスポーツの振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 成田市生涯学習推進協議会設置条例

成田市生涯学習推進協議会設置条例

平成13年3月30日

条例第7号

(設置)

第1条 本市における生涯学習の推進に当たり、広く市民の意見及び要望を取り入れ、生涯学習に関する効果的な施策の展開に資するため、成田市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成田市生涯学習推進計画の推進に関すること。
- (2) 成田市スポーツ振興マスタープランの推進に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、生涯学習及び生涯スポーツの振興に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、第2条に掲げる事項をより効果的に推進するため、生涯学習推進部会及び生涯スポーツ推進部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会にそれぞれ部会長を置き、それぞれの部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会の運営については、会長の同意を得て、それぞれの部会長がこれを定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習推進計画主管課、生涯スポーツ主管課及び文化振興主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5. 成田市生涯学習推進本部設置要綱

成田市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 成田市生涯学習推進計画及び成田市スポーツ振興マスタープランを総合的に推進するため、庁内に成田市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習推進計画及びスポーツ振興マスタープランの策定及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画及びスポーツ振興マスタープランに係る事業の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長はシティプロモーション部に関する事務を所掌する副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部の会議には、本部長が必要と認める関係職員を出席させ、説明させることができる。

(幹事会)

第5条 第2条各号に掲げる事務について調査及び検討を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、教育委員会教育部長又は教育部長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会議を総理する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事会の会議には、幹事長が必要と認める関係職員を出席させ、説明させることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、生涯学習推進計画主管課、生涯スポーツ主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

別表第1

推進本部

| |
|--------------|
| 副市長 |
| 教育長 |
| 企画政策部長 |
| 総務部長 |
| 財政部長 |
| シティプロモーション部長 |
| 市民生活部長 |
| 福祉部長 |
| 健康こども部長 |
| 教育部長 |

別表第2

幹事会

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 教育部長又は教育部長が指名する者 | |
| 企画政策部 | 企画政策課長 |
| 総務部 | 行政管理課長 |
| 財政部 | 財政課長 |
| シティプロモーション部 | 観光プロモーション課長・スポーツ振興課長・文化国際課長 |
| 市民生活部 | 市民協働課長 |
| 福祉部 | 高齢者福祉課長・障がい者福祉課長 |
| 健康こども部 | 子育て支援課長 |
| 教育部 | 教育総務課長・生涯学習課長・公民館長・図書館長 |

6. 成田市生涯学習推進協議会委員名簿

| No. | 委員氏名 | 推薦団体等 | 就任時期 | 部会等 |
|-----|--------|-----------------------|----------|----------------|
| 1 | 日暮 健 | 成田市社会教育委員 | H29.10.1 | 会長/生涯学習推進部会 |
| 2 | 村島 義則 | (一社)成田市スポーツ協会 | R2.7.1 | 副会長/生涯スポーツ推進部会 |
| 3 | 井上 由里 | 国際医療福祉大学 | R1.10.1 | 生涯スポーツ推進部会 |
| 4 | 廣田 一利 | 成田市校長会 | R2.4.1 | 生涯学習推進部会 |
| 5 | 品田 等 | 成田市国際交流協会 | H21.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| 6 | 五木田 弘子 | 成田市ことばと心を育む親の会 | H29.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| 7 | 軸屋 美恵子 | 成田市子ども会連絡会 | H21.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| 8 | 鈴木 隆英 | 成田市社会教育委員 | R1.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| 9 | 加藤 義昭 | 成田市スポーツ少年団 | H29.10.1 | 生涯スポーツ推進部会 |
| 10 | 菅沢 くみ子 | 成田市スポーツ推進委員連絡協議会 | H25.10.1 | 生涯スポーツ推進部会 |
| 11 | 野平 浩明 | (一社)成田市スポーツ協会 | H21.10.1 | 生涯スポーツ推進部会 |
| 12 | 渡邊 義行 | (一社)成田市スポーツ協会 | H29.10.1 | 生涯スポーツ推進部会 |
| 13 | 木幡 潤 | 成田市PTA連絡協議会 | H29.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| 14 | 大木 英行 | 成田市文化財保護協会 | H29.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| 15 | 清野 樹盟 | 成田市文化団体連絡協議会 | H29.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| 16 | 梶尾 百合子 | 成田市レクリエーション協会 | H27.10.1 | 生涯スポーツ推進部会 |
| 17 | 中村 好男 | (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 | H25.10.1 | 生涯スポーツ推進部会 |
| 18 | 井田 正道 | 明治大学 | H27.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| 19 | 照 元康 | 公募 | H25.10.1 | 生涯スポーツ推進部会 |
| 20 | 山下 恭司 | 公募 | H29.10.1 | 生涯学習推進部会 |
| | 正岡 宗之 | 成田市社会教育委員 | H21.10.1 | R1.9.30退任 |
| | 志村 圭太 | 国際医療福祉大学 | H29.10.1 | R1.9.30退任 |
| | 川崎 秀雄 | 成田市校長会 | H30.5.7 | R2.3.31退任 |
| | 門馬 紘一 | (一社)成田市スポーツ協会 | H25.10.1 | R2.6.30退任 |

※令和3年(2021年)3月時点

7. 成田市のスポーツ施設一覧

| 種類 | 名称 | 所在地 |
|--------------|----------------|------------------|
| 陸上競技場 | 中台運動公園陸上競技場 | 中台 5-2 |
| 野球場 | 大谷津運動公園野球場 | 押畑 952-3 |
| | 中台運動公園野球場 | 中台 5-2 |
| | 下総運動公園野球場 | 高岡 1435 |
| | ナスパ・スタジアム | 一坪田 410-1 |
| | 北羽鳥多目的広場 | 北羽鳥 139-1 |
| | ニュータウンスポーツ広場 | 台方 1415 |
| 球技場 | 中台運動公園球技場 | 中台 5-2 |
| 運動広場 | 豊住第1スポーツ広場 | 南羽鳥 570-20 |
| | 豊住第2スポーツ広場 | 竜台 1744 |
| | 公津スポーツ広場 | 下方 693-2 |
| | 中郷スポーツ広場 | 新泉 19 (野毛平工業団地内) |
| | 遠山スポーツ広場 | 本城 103-22 |
| | 久住第1スポーツ広場 | 久住中央 4-23-1 |
| | 久住第2スポーツ広場 | 小泉 1131 |
| | 八生第1スポーツ広場 | 宝田 1733 |
| | ニュータウンスポーツ広場 | 台方 1415 |
| | 神宮寺公園 | 玉造 7-13 |
| | 北羽鳥多目的広場 | 北羽鳥 139-1 |
| | 大谷津運動公園多目的広場 | 押畑 952-3 |
| | 下総運動公園運動広場 | 高岡 1435 |
| | 大栄運動場 | 一坪田 405-2 |
| | 成田クリーンヒル多目的広場 | 吉倉 116-6 |
| | 中郷ふるさと交流館運動場 | 赤荻 1574 |
| | 十余三運動施設運動場 | 十余三 27-3 |
| | 滑河運動施設運動場 | 滑川 1142 |
| 高岡運動施設運動場 | 大和田 151 | |
| 屋内プール | 大栄B&G海洋センタープール | 一坪田 388 |
| 屋外プール | 中台運動公園水泳プール | 中台 5-2 |
| | 大谷津運動公園水泳プール | 押畑 952-3 |
| 柔道場、剣道場、柔剣道場 | 中台運動公園体育館柔道場 | 中台 5-2 |
| | 中台運動公園体育館剣道場 | 中台 5-2 |
| | 大栄B&G海洋センター武道場 | 一坪田 388 |

| 種類 | 名称 | 所在地 |
|------------|-------------------|-------------------|
| 庭球場 | 外小代公園テニスコート | 玉造 2-1 |
| | 神宮寺公園テニスコート | 玉造 7-13 |
| | 中郷スポーツ広場テニスコート | 新泉 19 (野毛平工業団地内) |
| | 遠山スポーツ広場テニスコート | 本城 103-22 |
| | 三里塚記念公園テニスコート | 三里塚御料 1-34 |
| | 八生第2スポーツ広場テニスコート | 松崎 317 (八生公民館敷地内) |
| | 中台運動公園テニスコート | 中台 5-2 |
| | 久住テニスコート | 幡谷 922-2 |
| | 大谷津運動公園テニスコート | 押畑 952-3 |
| | 下総運動公園テニスコート | 高岡 1435 |
| | 大栄テニスコート | 一坪田 405-7 |
| | 久茂富第一公園テニスコート | 吉岡 709-4 |
| 体育館 | 久住体育館 | 幡谷 922-6 |
| | 中台運動公園体育館 | 中台 5-2 |
| | 印東体育館 | 船形 186-2 |
| | 大栄B&G海洋センターアリーナ | 一坪田 388 |
| | 中郷ふるさと交流館体育館 | 赤荻 1574 |
| | 十余三運動施設体育館 | 十余三 27-3 |
| | 滑河運動施設体育館 | 滑川 1142 |
| | 高岡運動施設体育館 | 大和田 151 |
| | 豊住ふれあい健康館体育館 | 北羽鳥 1975-3 |
| トレーニング場 | 中台運動公園体育館トレーニング室 | 中台 5-2 |
| | 豊住ふれあい健康館トレーニング室 | 北羽鳥 1975-3 |
| キャンプ場 | 下総運動公園キャンプ場 | 高岡 1435 |
| | 坂田ヶ池総合公園キャンプ場 | 大竹 1450 |
| 卓球場 | 中台運動公園体育館卓球場 | 中台 5-2 |
| 相撲場 | 中台運動公園相撲場 | 中台 5-2 |
| 弓道場 | 中台運動公園体育館弓道場 | 中台 5-2 |
| ランニングコース | トリムコース | 中台運動公園周辺 |
| サイクリングコース | 下総運動公園サイクルロード | 高岡 1435 |
| フィットネススタジオ | 豊住ふれあい健康館スタジオ | 北羽鳥 1975-3 |
| パークゴルフ場 | 十余三パークゴルフ場 | 十余三 64-1 |
| | 久住パークゴルフ場 | 土室 818-2 |
| スケートボード場 | 大谷津運動公園スケートボードパーク | 押畑 952-3 |



成田市スポーツ振興マスタープラン

発行：成田市
編集：シティプロモーション部スポーツ振興課
住所：〒286-8585
千葉県成田市花崎町760番地
TEL：0476-20-1584
発行年月：令和3年3月
登録番号：成ス20-044